

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月16日
【計算期間】	第1期特定期間（自平成27年10月9日 至平成28年3月17日）
【ファンド名】	UBSグローバル・アロケーション Cコース（年4回決算型・円ヘッジコース） UBSグローバル・アロケーション Dコース（年4回決算型・ユーロコース）
【発行者名】	UBSアセット・マネジメント株式会社 （旧：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	山木 龍太郎
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ。
【電話番号】	03-5293-3693
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

## ファンドの目的

UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、主として世界各国の株式および債券に投資する投資信託証券へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

## 信託金限度額

各ファンド 3,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 内外 / 資産複合に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

## &lt; 商品分類表 &gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 (転換社債) 資産複合

## 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
内外	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする
資産複合	株式、債券、不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする

## &lt; 属性区分表 &gt;

## [ 円ヘッジコース ]

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル（含む 日本） 日本 北米	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ) なし
債券 一般 公債 社債 その他債券	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式・債券)(資 産配分変更 型))) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## [ ユーロコース ]

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル（含む 日本） 日本 北米	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり なし
債券 一般 公債 社債 その他債券	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式・債券)(資 産配分変更 型))) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## 属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分変更型）））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて株式（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの）及び債券（公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのもの）に投資するもので、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
年4回	年4回決算する
グローバル（含む日本）	組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
あり（為替ヘッジ）	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

(注)前記の商品分類表においては投資対象資産を「資産複合」としてありますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

## ファンドの特色

1. 実質的に世界各国の株式および債券等に分散投資を行い、中長期的な成長を目標としたポートフォリオの構築を目指します。

- ・ マザーファンドを通じて投資を行う「UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション（EUR）I-Bクラス」（以下「指定外国投資信託」ということがあります。）は、主として世界の株式および債券に幅広く分散投資を行います。なお、その他の代替投資商品に投資する場合があります。
- ・ 指定外国投資信託において、株式および債券への配分は以下の資産配分レンジの範囲内で行います。

投資対象資産	資産配分レンジ		参考資産配分
	最小	最大	
株式	0%	90%	60%
債券	10%	100%	40%

参考資産配分は、長期間で見た場合の各資産の平均組入比率の目安です。また、参考資産配分は将来変更となる場合があります。

2. 「円ヘッジコース」と「ユーロコース」の2つのコースからお選びいただけます。

- ・ 「円ヘッジコース」では、実質組入外貨建資産（主としてユーロ建て）について、原則として対円で為替ヘッジ（ユーロ売り／円買い）を行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ・ 「ユーロコース」では、実質組入外貨建資産（主としてユーロ建て）について、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は主にユーロと円との為替変動の影響を受けます。

実質組入外貨建資産とは、指定外国投資信託における外貨建資産をいい、原則として当該資産の大部分<sup>（注）</sup>が実質的にユーロ建てとなるよう為替取引（投資対象資産に係るユーロ以外の通貨売り／ユーロ買い）を行います。

（注）一部の通貨については当該為替取引を行わない場合があります。また、収益機会があると判断した場合には、積極的な通貨戦略により収益の向上を図ります。これにより一部ユーロ以外の通貨建てとなる場合があります。

3. 年4回決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

- ・ 収益分配は、各計算期末の前営業日の基準価額水準に応じてあらかじめ定めた金額を分配することを目指します。（10,500円未満の場合は委託会社が決定します。）ただし、委託会社の判断で、あらかじめ定めた金額と異なる金額を分配することや、分配を行わないことがあります。詳しくは後記「分配方針」をご覧ください。

4. グローバル・アロケーション戦略で長期間の運用実績をもつUBSアセット・マネジメントが運用を行います。

- ・ UBSアセット・マネジメントは総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ・ グローバル・アロケーション戦略で30年超の運用実績を有しています。

マザーファンドの組入指定外国投資信託「UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション（EUR）I-Bクラス」は、UBS AG, UBSアセット・マネジメント（チューリッヒ）が運用を行います。

## 運用プロセス

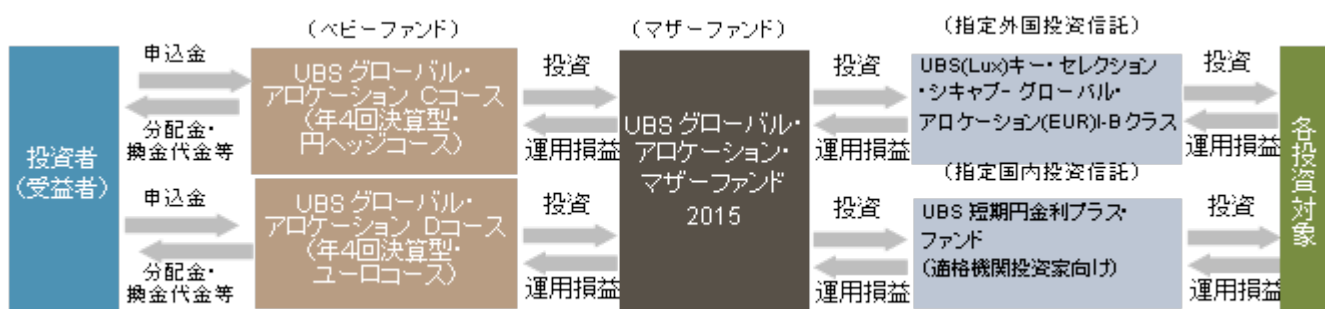


## ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズについて]

当ファンドは「UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズで運用します。

- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。
- ・また、マザーファンドを通じて、世界各国の株式および債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行う「ファンド・オブ・ファンズ」でもあります。



- ・「円ヘッジコース」および「ユーロコース」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

## 主な投資制限

・投資信託証券への実質投資割合	制限を設けません。
・株式への直接投資	行いません。
・外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
・同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合	当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。
・デリバティブ取引	直接利用は行いません。

## 分配方針

毎決算時（毎年3月、6月、9月および12月の17日。休業日の場合には翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、下記1．および2．に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託会社の判断で下記と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。

1. 計算期末の前営業日の基準価額（1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。）が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
2. 計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額の水準に応じて、下記の金額（1万口当たり）を分配することを目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	目標分配金額(1万口当たり、税引前)
10,500円未満	基準価額水準等を勘案して決定します。
10,500円以上11,000円未満	250円
11,000円以上11,500円未満	500円
11,500円以上12,000円未満	750円
12,000円以上	1,000円

- ・収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

目標分配金額は、毎計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づき決定されますので、それ以前の基準価額水準は考慮されません。したがって、基準価額が上記表の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配金をお支払いする、または、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。また、分配金の支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。上記表に記載された基準価額および目標分配金額は、将来の分配金の支払いを保証または示唆するものではなく、また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを目指しますが、計算期末の前営業日から当該計算期末までの間に基準価額が急激に変動した場合には、委託会社の判断で上記表と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。

分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があります。

分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[分配イメージ]

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

分配金

分配金

分配金

分配金

上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

【投資信託で分配金が支払われるイメージ】

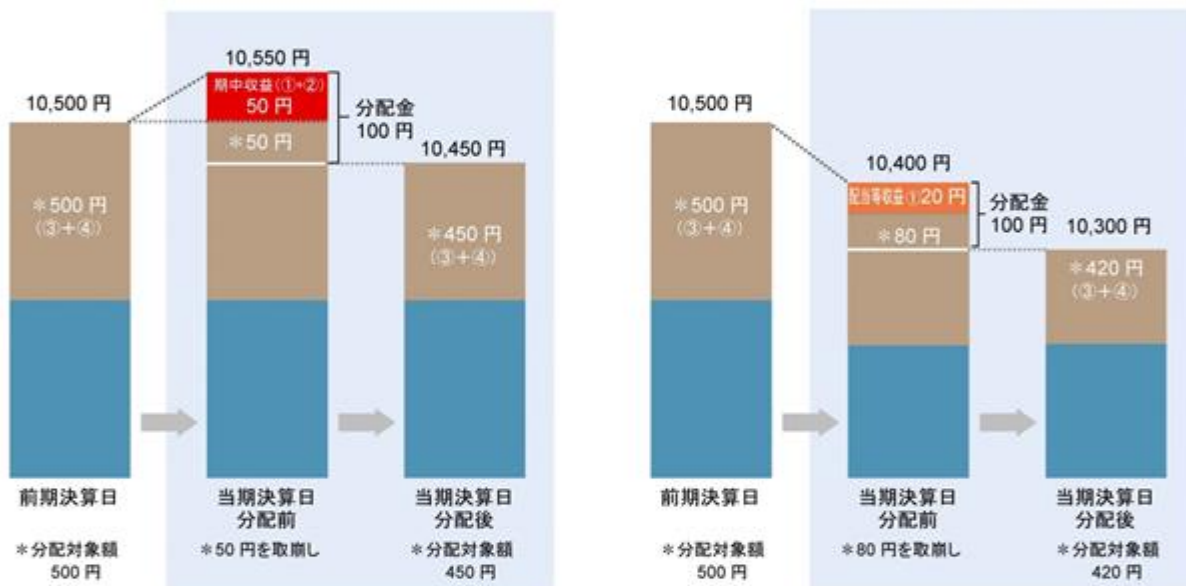


◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

【前期決算日から基準価額が下落した場合】



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

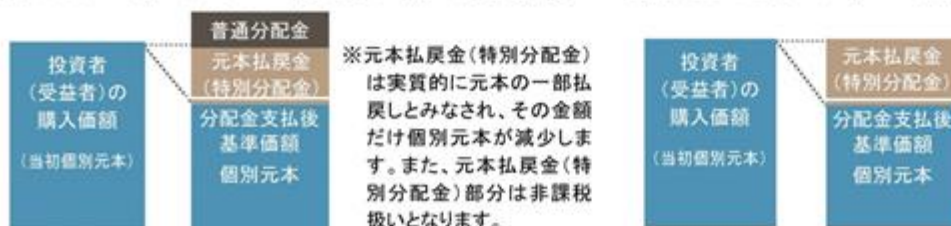
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

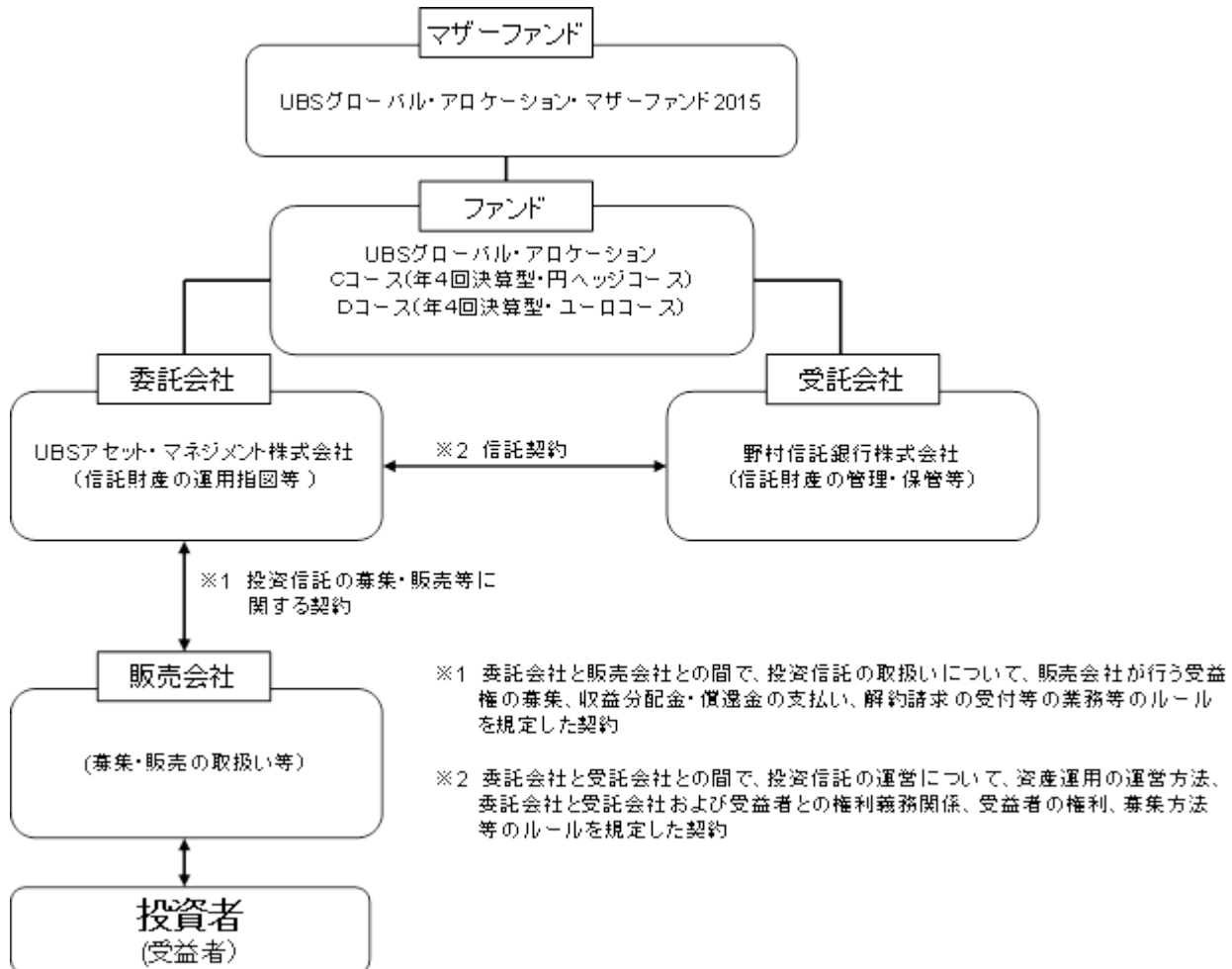
(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金」をご参照下さい。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成27年10月9日 信託契約締結、設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

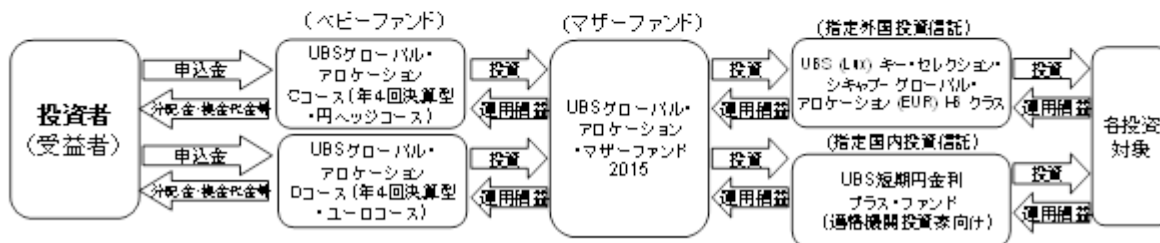
## ファンド運営の仕組み



## ◆ ファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズについて ◆

当ファンドは「UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズで運用します。

- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をヘビーファンドに投資し、ヘビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。
- ・また、マザーファンドを通じて、主として、世界各国の株式および債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行う「ファンド・オブ・ファンズ」でもあります。



## 委託会社の概況（平成28年5月13日現在）

## 1) 資本金

22億円

## 2) 沿革

- 平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
- 平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
- 平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、  
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に  
商号変更
- 平成27年12月1日 UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

## 3) 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100.00%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### [円ヘッジコース]

UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、世界各国の株式および債券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）および投資証券または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）へ投資を行います。

マザーファンド受益証券の組入れは高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### [ユーロコース]

UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、世界各国の株式および債券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）および投資証券または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）へ投資を行います。

マザーファンド受益証券の組入れは高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### [円ヘッジコース]、[ユーロコース]共通

#### [投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

#### (1) 特定資産

##### イ. 有価証券

##### ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

##### ハ. 金銭債権

#### (2) 特定資産以外の資産

##### イ. 為替手形

#### [有価証券]

委託会社は、信託金を、主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるUBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

##### 1. 短期社債等

##### 2. コマーシャル・ペーパー

##### 3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

##### 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

##### 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

#### [金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

外国為替予約取引、資金の借入れ等の指図を行うことができます。

詳しくは、後記「（5）投資制限」をご覧ください。

[マザーファンドの組入れ投資信託証券について]

マザーファンドが投資対象とする投資信託証券は次のとおりです。

投資信託証券の名称	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (EUR) I-B クラス
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人の発行する投資証券（ユーロ建て）
運用の基本方針	主として世界各国の株式および債券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。 原則として、投資対象資産の大部分が実質的にユーロ建てとなるよう為替取引を行います。一部の通貨については当該為替取引を行わない場合があります。また、収益機会があると判断した場合には、積極的な通貨戦略により収益の向上を図ります。
主な投資対象	主として世界各国の株式および債券に投資を行います。なお、その他の代替投資商品に投資する場合があります。
信託期間	無期限
決算日	毎年1回、9月30日
管理報酬等	<p>申込手数料：なし            解約手数料：なし            受託報酬及び管理事務代行報酬：            純資産総額に対して年率0.065%以内            信託財産留保額：なし</p> <p>設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にも適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用<sup>1</sup>：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります</p>
投資運用会社	UBS AG, UBSアセット・マネジメント（チューリッヒ）

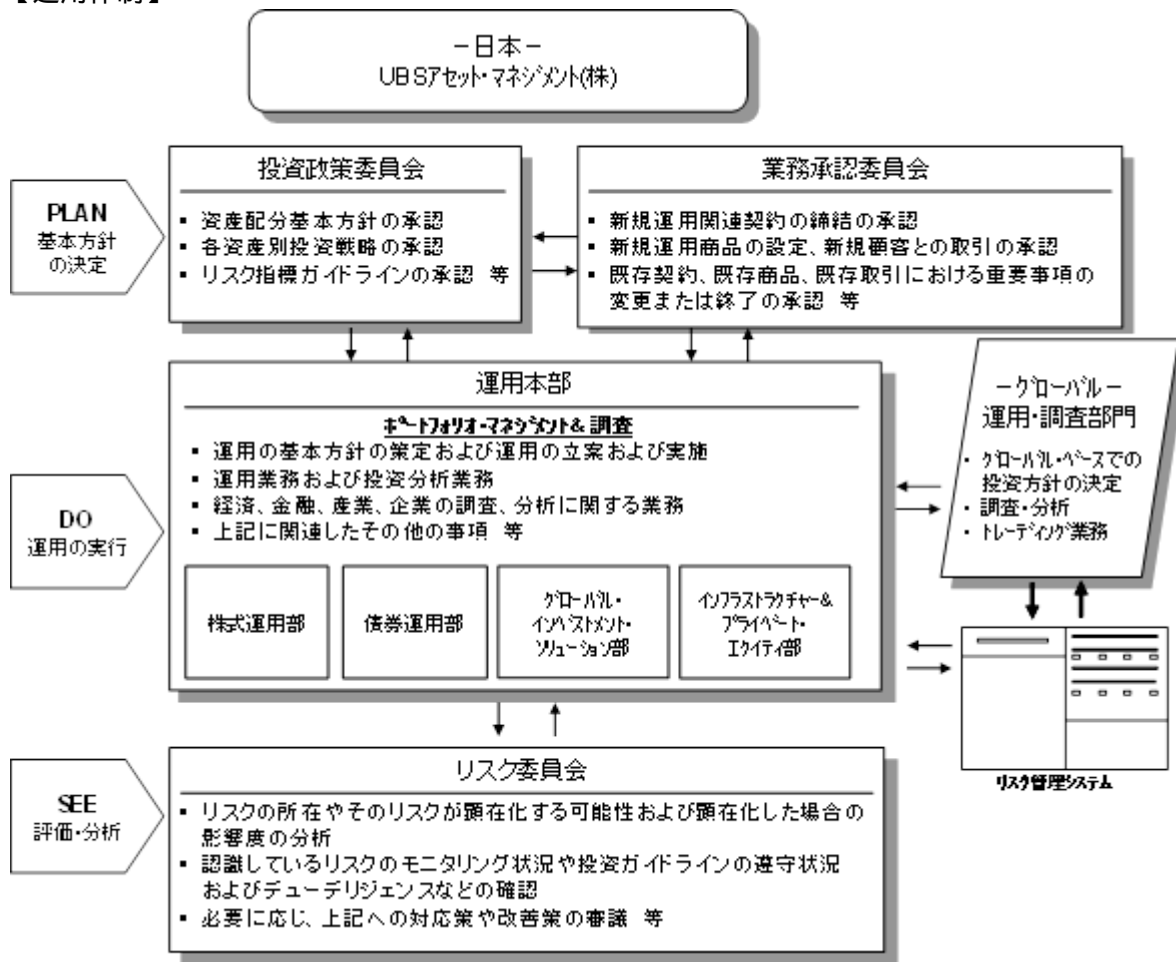
<sup>1</sup> 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
形態	国内籍投資信託

運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
信託報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 信託報酬：年率0.0432%（税抜年率0.04%） その他費用 <sup>1</sup> ：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

<sup>1</sup>信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

## (3) 【運用体制】



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成28年3月末日現在)

#### <運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

#### <内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

##### 投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

##### 業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コント

ロール部長、法務部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

#### リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長、テクノロジー部長の12名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

#### (4)【分配方針】

毎決算時（毎年3月、6月、9月および12月の17日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、下記イ．およびロ．に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託者の判断で下記と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。

- イ． 計算期末の前営業日の基準価額（1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。）が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ロ． 計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額の水準に応じて、下記の金額（1万口当たり）を分配することを目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	目標分配金額（1万口当たり、税引前）
10,500円未満	基準価額水準等を勘案して決定します。
10,500円以上11,000円未満	250円
11,000円以上11,500円未満	500円
11,500円以上12,000円未満	750円
12,000円以上	1,000円

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

目標分配金額は、毎計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づき決定されますので、それ以前の基準価額水準は考慮されません。したがって、基準価額が上記表の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配金をお支払いする、または、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。また、分配金の支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。上記表に記載された基準価額および目標分配金額は、将来の分配金の支払いを保証または示唆するものではなく、また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを目指しますが、計算期末の前営業日から当該計算期末までの間に基準価額が急激に変動した場合には、委託会社の判断で上記表と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。

分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があります。

分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」を申込の場合は、分配金は税引後、無手数料で再投資できますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

##### [信託約款による投資制限]

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引の直接利用は行いません。

その他の投資制限

##### (資金の借入れの指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

##### [法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

<UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015の概要>

投資対象	<p>外国投資法人であるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (EUR) I-Bクラス(以下「指定外国投資信託」といいます)の投資証券および国内投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)(以下「指定国内投資信託」といいます)の受益証券(振替受益権を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。</p>
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定外国投資信託への投資を通じて、主として世界各国の株式および債券に投資を行い、幅広く分散されたポートフォリオを構築することにより、トータルリターンを獲得を目指します。</li> <li>2. 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。</li> <li>3. 指定外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、各投資信託への投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託への投資割合を原則として90%以上とします。</li> <li>4. 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ol>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</li> <li>2. 株式への直接投資は行いません。</li> <li>3. 外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>4. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</li> <li>5. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> <li>6. デリバティブ取引の直接利用は行いません。</li> </ol>

### 3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

#### 株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

#### 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

#### カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。また、エマージング諸国・地域に投資を行う場合、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」などのリスクおよび留意点があります。

#### 為替変動リスク

##### [円ヘッジコース]

実質組入外貨建資産（主としてユーロ建て）について、原則として対円での為替ヘッジ（ユーロ売り／円買い）を行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質組入外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質組入外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となる場合があります。

##### [ユーロコース]

実質組入外貨建資産（主としてユーロ建て）について、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と当該実質組入外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向へ進んだ場合には基準価額が下落する要因となります。

実質組入外貨建資産とは、指定外国投資信託における外貨建資産をいい、為替取引により、原則として当該資産の大部分が実質的にユーロ建てとなっています。ただし、一部のユーロ以外の通貨建てとなる資産について、[円ヘッジコース]においては、為替ヘッジ効果が得られずに、当該ユーロ以外の通貨とユーロとの間の為替変動の影響を受ける場合があり、[ユーロコース]においては、ユーロと円との間の他にユーロ以外の通貨と円との間の為替変動の影響も受ける場合があります。

#### 流動性リスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### その他の留意点

### 買付および換金申込に係る制限

- ・ 買付または換金の申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金のお申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

### クーリング・オフ

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

### 投資信託に関する一般的なリスク

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがある場合があります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

### 投資信託に関する一般的な留意事項

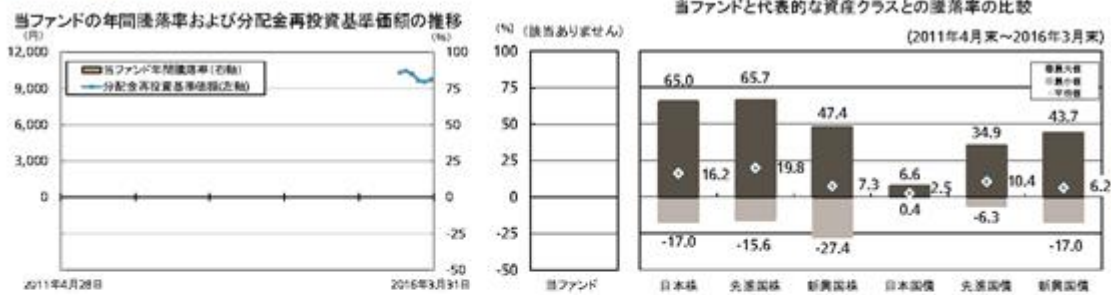
- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・ 銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

## リスク管理体制

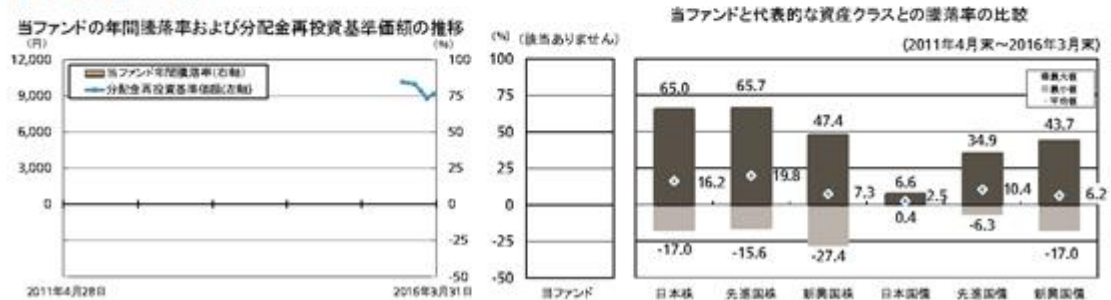
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

## 【円ヘッジコース】



## 【ユーロコース】



■「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、当ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すことを目的としています。したがって、当ファンドが収益分配を行っている場合には、実際の基準価額の年間騰落率や基準価額の推移とは異なります。なお、当ファンドの年間騰落率については、2016年3月末時点において当ファンドが設定から1年経過していないため、記載しておりません。

■「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、2011年4月から2016年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率については、2016年3月末時点において当ファンドが設定から1年経過していないため、記載しておりません。

(注1) 各資産クラスは当ファンドの投資対象を表しているものではありません。

(注2) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成するものですが、2016年3月末時点において当ファンドは設定から1年経過していないため、代表的な資産クラスと比較できるデータがありません。

### ■各資産クラスの指数

- 日本株 : 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株 : MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 新興国株 : MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 日本国債 : シティ日本国債インデックス
- 先進国債 : シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国債 : JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

(注2) 詳細は下記の「指数に関して」をご覧ください。

### 指数に関して

#### ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の高確又は確章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

#### ・MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

#### ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

#### ・シティ日本国債インデックス

#### ・シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。騰落率の数字は、シティ日本国債インデックス・データおよびシティ世界国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。

#### ・JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数です。当指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.9224%（税抜年率1.78%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.90%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.85%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.065%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率1.9224%（税込））を加えた、受益者が負担する実質的な基本となる報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.9874%程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

## (4)【その他の手数料等】

## 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

## 売買委託手数料等

組入る有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

## 監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

## その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1から5の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、実際の費用にかかわらずファンドより受

領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1から5の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(注) 前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

### 個人の受益者に対する課税

#### [収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%<sup>(注)</sup> および地方税5%) の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除は適用されません。)を選択することができます。

#### [一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%<sup>(注)</sup> および地方税5%) の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合は確定申告は不要です。

(注) 平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

#### <損益通算>

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等および特定公社債等の譲渡損益ならびに申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得との損益通算が可能です。

#### <平成28年1月1日以降の損益通算>

平成28年1月1日以降は上記に加え、特定公社債等(注)の譲渡損益および特定公社債等の利子所得も損益通算の対象とすることが可能となります。

(注) 「特定公社債等」とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)や公募公社債投資信託などをいいます。

#### <少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上<sup>(注)</sup>の方で、販売会社で非課税口座(以下「NISA口座」ということがあります。)を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

- ・ NISA口座での投資額が年間120万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。
- ・ 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間120万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

(注) 20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、年間80万円の非課税投資枠(「ジュニアNISA」)の適用を受けることができます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%<sup>（注）</sup>）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

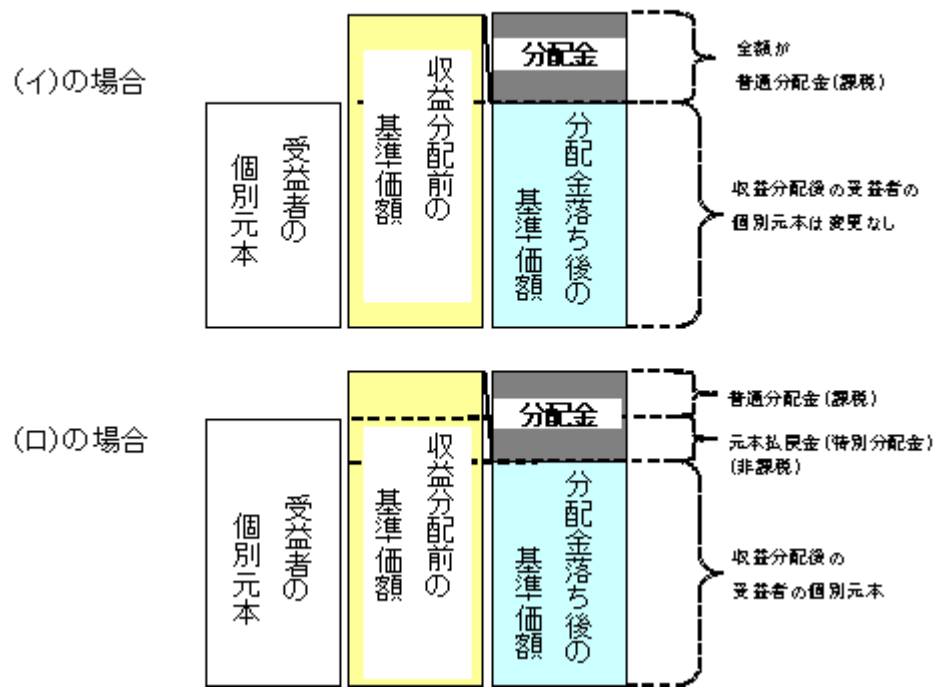
受益者が分配金を受け取る際、

（イ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

（ロ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ&gt;



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。  
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

&lt; 参考情報 &gt;

## ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に、 <b>3.24%(税抜3.00%)以内</b> で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に <b>年率1.9224%(税抜年率1.78%)</b> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社	0.90% 委託した資金の運用の対価
		販売会社	0.85% 購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		運用管理費用(信託報酬)は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	マザーファンドが投資対象とする投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して年率0.065%程度 (委託会社が試算した概算値)	
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して <b>年率1.9874%程度</b>	
その他の費用・手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用		
	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	
	実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用		
	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	
	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
	信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。		

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## [ 税金 ]

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

上記は平成28年3月末現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注) 20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、年間80万円の非課税投資枠(「ジュニアNISA」)の適用を受けることができます。

法人の場合は上記と異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

[ UBSグローバル・アロケーション Cコース(年4回決算型・円ヘッジコース) ]

## (1)【投資状況】

(2016年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	999,530	101.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	13,999	1.42
合計(純資産総額)	-	985,531	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年3月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBSグローバル・アロケーショ ン・マザーファンド 2015	1,084,678	0.9065	983,260	0.9215	999,530	101.42

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率(2016年3月31日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	101.42
合計	101.42

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2016年3月31日現在)

## 【その他投資資産の主要なもの】

(2016年3月31日現在)

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ユーロ	売建	7,400.00	935,952	944,980	95.89

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2016年3月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期特定期間末 (2016年3月17日)	0.979017	0.979017	0.9647	0.9647
2015年10月末日	1		1.0323	
2015年11月末日	1		1.0434	
2015年12月末日	1		1.0198	
2016年1月末日	0.974587		0.9651	
2016年2月末日	0.964554		0.9552	
2016年3月31日	0.985531		0.9711	

## 【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期特定期間	0.0000

## 【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期特定期間	3.5

(注)「収益率」とは特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	1,014,849	

(注1) 第1期特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

## [ UBSグローバル・アロケーション Dコース(年4回決算型・ユーロコース) ]

## (1) 投資状況

(2016年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	91,228	99.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	186	0.20
合計(純資産総額)	-	91,414	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(2016年3月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBSグローバル・アロケーシ ョン・マザーファンド 2015	99,000	0.9065	89,743	0.9215	91,228	99.80

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率(2016年3月31日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合計	99.80

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。(2016年3月31日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2016年3月31日現在)

2016年3月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期特定期間末 (2016年3月17日)	0.089989	0.089989	0.8999	0.8999
2015年10月末日	0.101438		1.0144	
2015年11月末日	0.100398		1.0040	
2015年12月末日	0.099386		0.9939	
2016年1月末日	0.094004		0.9400	
2016年2月末日	0.087545		0.8755	
2016年3月31日	0.091414		0.9141	

#### 分配の推移

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期特定期間	0.0000

#### 収益率の推移

期間	収益率(%)
第1期特定期間	10.0

(注)「収益率」とは特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

#### (4) 設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	100,000	

(注1) 第1期特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考) UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015

## (1) 投資状況

(2016年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,998	0.45
投資証券	ルクセンブルク	2,121,250	96.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	70,910	3.22
合計(純資産総額)	-	2,202,158	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

主要銘柄の明細(2016年3月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	UBS(Lux)キー・セレクション・シ キャブ・グローバル・アロケーション (EUR) I-B-accクラス	149.853	14,486.73	2,170,881	14,155.53	2,121,250	96.33
日本	投資信託 受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	9,978	1.0022	10,000	1.0021	9,998	0.45

種類別投資比率(2016年3月31日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.45
投資証券	96.33
合計	96.78

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2016年3月31日現在)

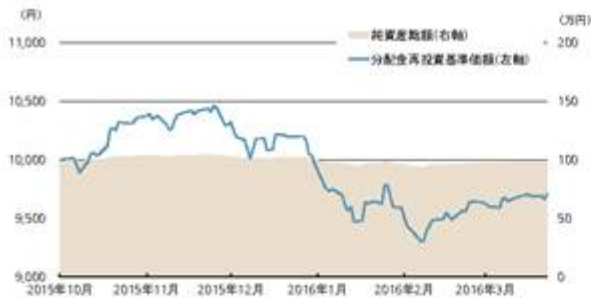
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2016年3月31日現在)

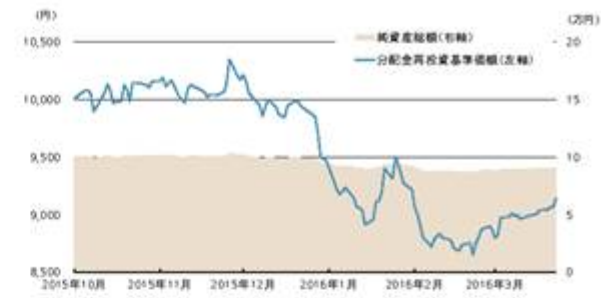
## &lt; 参考情報 &gt;

**基準価額・純資産の推移** (2016年3月31日現在)

## 円ヘッジコース



## ユーロコース



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の分配金を再投資したものとして算出。

**分配の推移** (1万口当たり、税引前)

## 円ヘッジコース

2015年12月	0円
2016年3月	0円
設定来累計	0円

## ユーロコース

2015年12月	0円
2016年3月	0円
設定来累計	0円

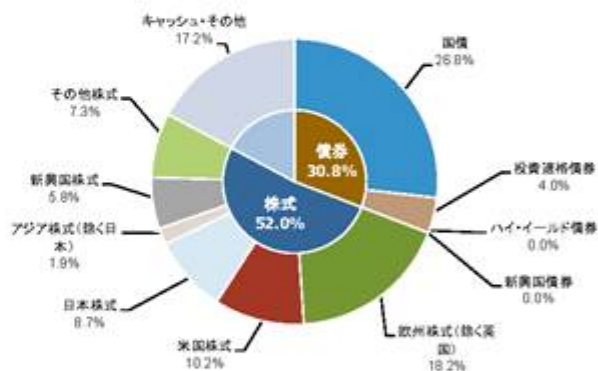
**主要な資産の状況** (2016年3月31日現在)

## 組入上位銘柄

	銘柄名	国	投資比率
1	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (EUR) I-B-accクラス	ルクセンブルク	96.33%
2	UBS 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	日本	0.45%

※投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に占める割合です。  
※ファンドの純資産総額に対し、円ヘッジコースは 101.42%、ユーロコースは 99.80% マザーファンドを組入れています。

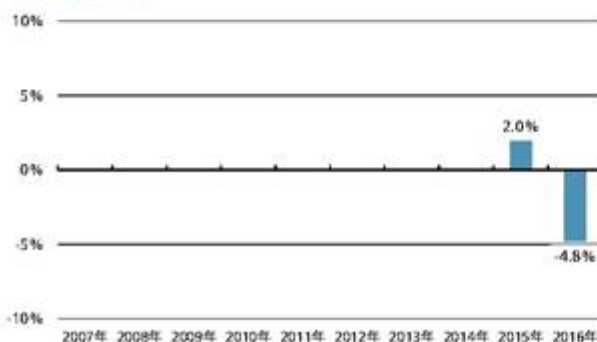
## 資産別比率



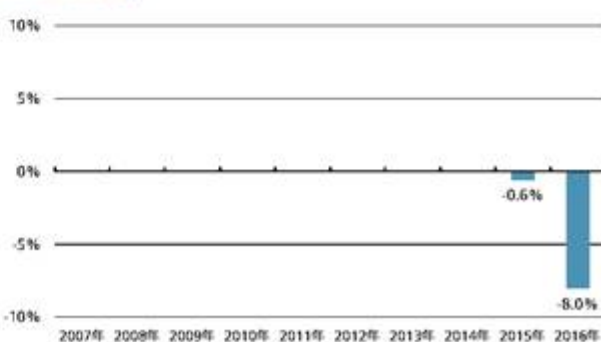
※資産別比率は、「UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (EUR)」の純資産総額に対する各資産への実投資割合です。

**年間収益率の推移** (2016年3月31日現在)

## 円ヘッジコース



## ユーロコース



※ 2015年については当初設定日(2015年10月9日)から年末まで、2016年は年初から3月末までの騰落率。  
※ 税引前分配金を再投資したものとして算出。  
※ ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （買付申込の受付）

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### （買付単位）

- ・ 販売会社が独自に定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### （買付価額）

- ・ 買付申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （買付代金の支払い）

- ・ 販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

#### （買付申込受付の中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは買付申込の受付を中止することおよびすでに受付けた買付申込を取り消すことがあります。

#### （買付申込不可日）

- ・ 買付申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込は受けません。

## 2【換金(解約)手続等】

### (換金申込の受付け)

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

(注)換金(解約)の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### (換金単位)

- ・ 販売会社が独自に定める単位とします。  
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。  
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>  
委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

### (換金価額)

- ・ 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額価額とします。  
換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

### (換金代金の支払い)

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

### (換金申込受付けの中止等)

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込を取り消すことがあります。
- ・ 前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。

### (換金申込不可日)

- ・ 換金申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合には、換金申込は受けません。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### （基準価額の算定）

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

##### （基準価額の算出頻度と公表）

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるとともに、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくこともできます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### (2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成27年10月9日から平成37年9月17日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、後記「(5)その他[信託の終了]」に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

原則として、3月18日から6月17日、6月18日から9月17日、9月18日から12月17日および12月18日から翌年3月17日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。

#### (5)【その他】

##### [信託の終了]

##### （信託契約の解約）

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より1年経過後（平成28年10月9日以降）に信託契約の一部解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 前記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

##### （信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

##### （委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

- a. 委託会社は、毎年3月および9月の決算時および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち重要なものを記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を電磁的方法により提供します。
- c. 前記b.の規定にかかわらず、委託会社は、受益者からの請求があった場合には、運用報告書（全体版）を書面により提供します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a.の事項（前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からf.にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### 償還金受領権

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に依りて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日目まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。

#### 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### UBSグローバル・アロケーション Cコース(年4回決算型・円ヘッジコース)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第30条により、平成27年10月9日から平成27年12月17日までとしており、当特定期間は第1期計算期間から第2期計算期間までをあわせて特定期間として報告しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成27年10月9日から平成28年3月17日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【U B S グローバル・アロケーション Cコース（年4回決算型・円ヘッジコース）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

		当期 平成28年 3月17日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		15,235
親投資信託受益証券		983,260
流動資産合計		998,495
資産合計		998,495
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定		14,762
未払受託者報酬		91
未払委託者報酬		4,565
その他未払費用		60
流動負債合計		19,478
負債合計		19,478
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		1,014,849
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		35,832
（分配準備積立金）		8,910
元本等合計		979,017
純資産合計		979,017
負債純資産合計		998,495

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期
	自 平成27年10月 9日
	至 平成28年 3月17日
営業収益	
有価証券売買等損益	92,240
為替差損益	65,180
営業収益合計	27,060
営業費用	
受託者報酬	160
委託者報酬	8,196
その他費用	98
営業費用合計	8,454
営業利益又は営業損失( )	35,514
経常利益又は経常損失( )	35,514
当期純利益又は当期純損失( )	35,514
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	318
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	318
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	35,832

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

## 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

## 3. 収益及び費用の計上基準

為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 平成28年 3月17日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	1,014,849口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は35,832円です。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9647円 (9,647円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成27年10月 9日 至 平成28年 3月17日
<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成27年10月9日から平成27年12月17日までの計算期間)            計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(8,910円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、8,910円(1万口当たり89円)ですが、分配を行っておりません。            なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成27年12月18日から平成28年3月17日までの計算期間)            計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(132円)、および分配準備積立金(8,910円)より分配対象収益は、9,042円(1万口当たり89円)ですが、分配を行っておりません。            なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成27年10月 9日 至 平成28年 3月17日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。</p>
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、投資信託受益証券、投資証券です。これらは、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。なお、為替予約取引は、信託財産に属する有価証券、ならびに外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク</li> </ul> <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク、流動性リスク</li> </ul> <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成28年 3月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	当期 平成28年 3月17日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	89,229
合計	89,229

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

## 当期（平成28年 3月17日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 ユーロ	921,190	-	935,952	14,762
	合計	921,190	-	935,952	14,762

## (注1)時価の算定方法

## 為替予約の時価

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電  
信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期(自平成27年10月9日 至平成28年3月17日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当期
	自平成27年10月9日 至平成28年3月17日
元本の推移	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	14,849円
期中一部解約元本額	-円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	UBSグローバル・アロケーション・ マザーファンド 2015	1,084,678	983,260	
合計			983,260	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【UBSグローバル・アロケーション Dコース(年4回決算型・ユーロコース)】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第30条により、平成27年10月9日から平成27年12月17日までとしており、当特定期間は第1期計算期間から第2期計算期間までをあわせて特定期間として報告しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成27年10月9日から平成28年3月17日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## UBSグローバル・アロケーション Dコース（年4回決算型・ユーロコース）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	当期 平成28年 3月17日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	649
親投資信託受益証券	89,743
流動資産合計	90,392
資産合計	90,392
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払委託者報酬	403
流動負債合計	403
負債合計	403
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	100,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,011
（分配準備積立金）	-
元本等合計	89,989
純資産合計	89,989
負債純資産合計	90,392

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期
	自 平成27年10月 9日
	至 平成28年 3月17日
営業収益	
有価証券売買等損益	9,257
営業収益合計	9,257
営業費用	
委託者報酬	754
営業費用合計	754
営業利益又は営業損失（ ）	10,011
経常利益又は経常損失（ ）	10,011
当期純利益又は当期純損失（ ）	10,011
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,011

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 平成28年 3月17日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	100,000口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,011円です。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8999円 (8,999円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成27年10月 9日 至 平成28年 3月17日
<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成27年10月9日から平成27年12月17日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、0円(1万口当たり0円)のため、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成27年12月18日から平成28年3月17日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、0円(1万口当たり0円)のため、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成27年10月 9日 至 平成28年 3月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、投資信託受益証券、投資証券です。これらは、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンのおおきな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成28年 3月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。  (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。  (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	当期 平成28年 3月17日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,969
合計	8,969

(デリバティブ取引等に関する注記)

当期(平成28年 3月17日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期(自平成27年10月 9日 至平成28年 3月17日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当期 自平成27年10月 9日 至平成28年 3月17日
	元本の推移
期首元本額	100,000円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	- 円

#### (4)【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	UBSグローバル・アロケーション・ マザーファンド 2015	99,000	89,743	
合計			89,743	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015

## (1)貸借対照表

(単位：円)

	平成28年 3月17日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
預金	197,359
投資信託受益証券	9,998
投資証券	2,085,492
流動資産合計	2,292,849
資産合計	2,292,849
負債の部	
流動負債	
未払金	126,449
流動負債合計	126,449
負債合計	126,449
純資産の部	
元本等	
元本	2,389,768
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	223,368
元本等合計	2,166,400
純資産合計	2,166,400
負債純資産合計	2,292,849

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券、投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額で評価しております。

## 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

## 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益、為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成28年 3月17日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	2,389,768口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は223,368円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9065円 (9,065円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年10月 9日 至 平成28年 3月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券および投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債、為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されています。</p> <p>なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク</li> </ul> <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク、流動性リスク</li> </ul> <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年 3月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	平成28年 3月17日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2
投資証券	64,309
合計	64,311

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

平成28年 3月17日現在

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成27年10月 9日 至 平成28年 3月17日

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	自 平成27年10月 9日 至 平成28年 3月17日
1. 元本の推移	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,178,000円
期中追加設定元本額	211,768円
期中一部解約元本額	- 円
2. 計算期間末日における元本の内訳	
UBSグローバル・アロケーション Aコース (年1回決算型・円ヘッジコース)	1,107,090円
UBSグローバル・アロケーション Bコース (年1回決算型・ユーロコース)	99,000円
UBSグローバル・アロケーション Cコース (年4回決算型・円ヘッジコース)	1,084,678円
UBSグローバル・アロケーション Dコース (年4回決算型・ユーロコース)	99,000円
合計	2,389,768円

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	UBS短期円金利プラス・ファン ド(適格機関投資家向け)	9,978	9,998	
		小計		9,998	
	投資信託受益証券 合計				9,998

投資証券	ユーロ	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ-グローバル・アロケーション (EUR) I-B-accクラス	149.853	16,491.32	
		小計		16,491.32 (2,085,492)	
	投資証券 合計			2,085,492 (2,085,492)	
合計				2,095,490 (2,085,492)	

(注)

1. 投資信託受益証券、投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
2. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額です。
3. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
4. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
5. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資証券 時価比率	合計額に対する比率
ユーロ	投資証券	1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (EUR) I-Bクラス (ルクセンブルク籍  
外国投資信託) の運用状況

## &lt; 参考情報 &gt;

当ファンドは「UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015」が投資対象とする外国投資信託証券です。  
ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び投資有価証券明細表は、2015年9月30日現在の現地Annual Report  
からの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (EUR) I-Bクラス (ルクセンブルク籍  
外国投資信託)

## 連結

Statement of Operations	損益計算書 (損益項目仮訳)	自 2014年10月1日 至 2015年9月30日 ユーロ
Income	収益	
Interest on liquid assets	流動資産等に係る受取利息	57,866.87
Interest on securities	有価証券に係る受取利息	10,509,228.74
Dividends	配当金	8,853,568.86
Interest received on swaps	スワップ取引に係る受取利息	1,870,344.17
Income on securities lending	有価証券の貸付に係る収益	889,416.61
Other income	その他収益	339,371.35
Total income	収益合計	22,519,796.60
Expenses	費用	
Interest paid on swaps	スワップ取引に係る支払利息	- 760,438.68
Flat fee	均一費用	- 17,344,362.43
Taxe d'abonnement	年次税	- 414,065.34
Cost on securities lending	有価証券の貸付に係る費用	- 355,766.62
Other commissions and fees	その他の手数料	- 18,368.09
Interest on cash and bank overdraft	現金および当座借越等に係る支払利息	- 32,670.57
Total expenses	費用合計	- 18,925,671.73
Net income (loss) on investments	投資純利益(損失)	3,594,124.87
Realized gain (loss)	実現(損)益	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	60,639,274.80
Realized gain (loss) on options	オプション取引に係る実現(損)益	- 115,276.33
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	利回り評価有価証券および短期金融商品に係る実現(損)益	64,325.35
Realized gain (loss) on financial futures	金融先物取引に係る実現(損)益	- 22,954,018.33
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	為替予約取引に係る実現(損)益	- 58,725,731.91
Realized gain (loss) on swaps	スワップ取引に係る実現(損)益	327,729.65
Realized gain (loss) on foreign exchange	為替差(損)益	- 2,145,791.11
Total realized gain (loss)	実現(損)益合計	- 22,909,487.88
Net realized gain (loss) of the financial year	当期実現純(損)益	- 19,315,363.01
Changes in unrealized appreciation (depreciation)	未実現評価(損)益の変動	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	- 24,729,772.31
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	利回り評価有価証券および短期金融商品に係る未実現評価(損)益	- 49,227.02
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	金融先物取引に係る未実現評価(損)益	- 4,401,622.53
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	為替予約取引に係る未実現評価(損)益	21,226,629.40
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	スワップ取引に係る未実現評価(損)益	- 6,482,573.86
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	未実現評価(損)益の変動合計	- 14,436,566.32
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	純資産の純増(減)額	- 33,751,929.33

## 2015年9月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	株数/額面	ユーロ建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引/スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および金融商品 無記名式株式			
<b>オーストリア</b>			
EUR ERSTE GROUP BK AG NPV	83,779.00	2,173,227.26	0.24
<b>オーストリア合計</b>		<b>2,173,227.26</b>	<b>0.24</b>
<b>ベルギー</b>			
EUR BPOST -PROMESSES NPV	69,155.00	1,468,160.65	0.17
EUR KBC GROUP NV NPV	48,983.00	2,761,171.71	0.31
<b>ベルギー合計</b>		<b>4,229,332.36</b>	<b>0.48</b>
<b>カナダ</b>			
USD CAN PACIFIC RYS COM NPV	23,432.00	3,013,780.28	0.34
CAD CANADIAN OIL SANDS COM NPV	206,495.00	870,654.44	0.10
CAD SUNCOR ENERGY INC COM NPV 'NEW'	66,571.00	1,587,590.70	0.18
USD ULTRA PETROLEUM CP COM NPV	70,300.00	402,434.04	0.04
<b>カナダ合計</b>		<b>5,874,459.46</b>	<b>0.66</b>
<b>デンマーク</b>			
DKK A.P. MOELLER-MAERSK SER 'B' DKK1000	1,690.00	2,326,526.31	0.26
DKK DANSKE BANK A/S DKK10	130,256.00	3,518,224.98	0.39
DKK NOVO-NORDISK AS DKK0.2 SER 'B'	114,506.00	5,497,998.87	0.62
DKK TOPDANMARK AS DKK1	62,849.00	1,597,303.80	0.18
<b>デンマーク合計</b>		<b>12,940,053.96</b>	<b>1.45</b>
<b>フィンランド</b>			
EUR SAMPO OYJ SER 'A' NPV	188,236.00	8,146,854.08	0.92
<b>フィンランド合計</b>		<b>8,146,854.08</b>	<b>0.92</b>
<b>フランス</b>			
EUR ATOS SE EUR1	20,364.00	1,395,748.56	0.16
EUR DANONE EURO.25	46,823.00	2,641,753.66	0.30
EUR INGENICO GROUP EUR1	7,615.00	820,897.00	0.09
EUR PERNOD RICARD EUR1.55	22,864.00	2,061,875.52	0.23
EUR PUBLICIS GROUPE SA EURO.40	18,713.00	1,141,118.74	0.13
EUR SAFRAN EURO.20	62,978.00	4,238,419.40	0.48
EUR SANOFI EUR2	52,536.00	4,459,781.04	0.50
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	41,193.00	2,060,061.93	0.23
EUR THALES EUR3	27,894.00	1,734,169.98	0.19
EUR TOTAL EUR2.5	90,339.00	3,631,627.80	0.41
<b>フランス合計</b>		<b>24,185,453.63</b>	<b>2.72</b>
<b>ドイツ</b>			
EUR CONTINENTAL AG ORD NPV	12,624.00	2,399,822.40	0.27
EUR DEUTSCHE PFAND AG NPV	178,685.00	1,858,324.00	0.21
EUR FRESENIUS MED CARE NPV	25,730.00	1,796,468.60	0.20
EUR FRESENIUS SE & CO. KGAA NPV	90,596.00	5,435,760.00	0.61
EUR SAP AG ORD NPV	33,945.00	1,967,112.75	0.22
EUR THYSSENKRUPP AG NPV	89,722.00	1,406,840.96	0.16
<b>ドイツ合計</b>		<b>14,864,328.71</b>	<b>1.67</b>
<b>香港</b>			
HKD AIA GROUP LTD USD1.00	691,000.00	3,199,002.59	0.36
USD JARDINE MATHESON COM US\$0.25(BERMUDA REG)	34,000.00	1,439,193.73	0.16
<b>香港合計</b>		<b>4,638,196.32</b>	<b>0.52</b>
<b>アイルランド</b>			
USD INGERSOLL-RAND PLC SHS USD1	48,454.00	2,203,815.97	0.25
GBP SHIRE ORD GB\$0.05	57,743.00	3,529,207.67	0.39
<b>アイルランド合計</b>		<b>5,733,023.64</b>	<b>0.64</b>
<b>イスラエル</b>			
USD CHECK POINT SOFTWARE ORD ILS0.01	48,300.00	3,432,599.33	0.39
USD MOBILEYE NV EURO.01	22,200.00	904,507.05	0.10
<b>イスラエル合計</b>		<b>4,337,106.38</b>	<b>0.49</b>
<b>イタリア</b>			
EUR INTESA SANPAOLO	1,560,113.00	4,923,716.63	0.55
EUR MEDIOLANUM EURO.1	209,001.00	1,335,516.39	0.15
<b>イタリア合計</b>		<b>6,259,233.02</b>	<b>0.70</b>

銘柄	株数/額面	ユーロ建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引/スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
<b>日本</b>			
JPY HINO MOTORS NPV	203,000.00	1,841,897.44	0.21
JPY HITACHI NPV	458,000.00	2,058,620.47	0.23
JPY JAPAN AIRLINES CO NPV	108,200.00	3,411,406.29	0.38
JPY KDDI CORP NPV	168,700.00	3,365,477.60	0.38
JPY MITSUBISHI UFJ FIN NPV	352,900.00	1,891,105.86	0.21
JPY NGK SPARK PLUG CO NPV	85,600.00	1,747,374.15	0.20
JPY ORIX CORP NPV	249,300.00	2,856,864.54	0.32
JPY SONY CORP NPV	123,700.00	2,681,955.76	0.30
JPY SUMITOMO ELECTRIC NPV	182,000.00	2,074,065.43	0.23
JPY SUMITOMO RLTY&DEV NPV	100,000.00	2,835,713.76	0.32
JPY TOYOTA INDUSTRIES NPV	35,200.00	1,490,279.41	0.17
<b>日本合計</b>		<b>26,254,760.71</b>	<b>2.95</b>
<b>オランダ</b>			
EUR AHOLD(KON)NV EURO.01	152,509.00	2,655,181.69	0.30
EUR AKZO NOBEL NV EUR2	24,435.00	1,416,985.65	0.16
EUR HEINEKEN NV EUR1.60	88,825.00	6,416,718.00	0.72
EUR HUNTER DOUGLAS NV EURO.24	11,384.00	432,535.08	0.05
EUR KON KPN NV EURO.24	853,837.00	2,855,230.93	0.32
EUR NN GROUP N.V. EURO.12	73,232.00	1,876,203.84	0.21
EUR ROYAL DUTCH SHELL PLC 'A' SHS EURO.07	61,310.88	1,298,870.89	0.14
<b>オランダ合計</b>		<b>16,951,726.08</b>	<b>1.90</b>
<b>ノルウェー</b>			
NOK DNB ASA NOK10	63,007.00	732,530.85	0.08
NOK GJENSIDIGE FORSIKR NOK2	60,070.00	722,989.10	0.08
<b>ノルウェー合計</b>		<b>1,455,519.95</b>	<b>0.16</b>
<b>スウェーデン</b>			
SEK ASSA ABLOY SER 'B' NPV (POST SPLIT)	185,457.00	2,969,437.30	0.33
SEK NORDEA BANK AB ORD NPV(SEK QUOTE)	383,525.00	3,818,026.05	0.43
SEK SVENSKA CELLULOSA SER 'B' NPV	88,210.00	2,202,883.98	0.25
SEK SWEDISH MATCH NPV	64,604.00	1,743,789.05	0.20
<b>スウェーデン合計</b>		<b>10,734,136.38</b>	<b>1.21</b>
<b>スイス</b>			
GBP GLENCORE XSTRATA ORD USD0.01	411,473.00	511,186.27	0.06
<b>スイス合計</b>		<b>511,186.27</b>	<b>0.06</b>
<b>イギリス</b>			
GBP ARM HLDGS ORD GBPO.0005	116,461.00	1,497,404.81	0.17
GBP ASHTEAD GROUP ORD GBPO.10	158,765.00	2,003,628.52	0.23
GBP ASSOCD BRIT FOODS ORD GBPO.0568	70,156.00	3,179,733.89	0.36
GBP ASTRAZENECA ORD USDO.25	79,793.00	4,527,686.88	0.51
GBP AVIVA ORD GBPO.25	669,434.00	4,106,063.77	0.46
GBP BG GROUP ORD GBPO.10	238,377.00	3,076,269.33	0.35
GBP BP ORD USDO.25	317,432.00	1,438,721.26	0.16
GBP CAPITA PLC ORD GBPO.02066666	191,906.00	3,119,786.40	0.35
GBP DIRECT LINE INSURA ORD GBP 0.109090909	547,008.00	2,782,842.37	0.31
GBP HALMA ORD GBPO.10	163,743.00	1,603,166.28	0.18
GBP IMPERIAL TOBACCO ORD GBPO.10	59,608.00	2,760,707.07	0.31
GBP INDIVIOR PLC ORD USD2	64,384.00	197,978.18	0.02
GBP JARDINE LLOYD THOM ORD GBPO.05	83,812.00	1,158,937.13	0.13
GBP LEGAL & GENERAL GP ORD GBPO.025	843,801.00	2,726,333.12	0.31
GBP LLOYDS BANKING GROUP PLC ORD GBPO.25	1,964,293.00	2,003,422.42	0.23
GBP NEXT ORD GBPO.10	45,999.00	4,750,207.01	0.53
GBP RECKITT BENCK GRP ORD GBPO.10	63,775.00	5,181,305.68	0.58
GBP RIO TINTO ORD GBPO.10	98,753.00	2,961,570.40	0.33
GBP SMITH & NEPHEW ORD USDO.20	109,915.00	1,719,751.75	0.19
GBP STAGECOACH GROUP ORD GBPO.0054824(POST CONSO)	316,690.00	1,450,829.16	0.16
GBP STANDARD LIFE ORD GBPO.1222222	306,718.00	1,614,085.57	0.18
GBP UNILEVER PLC ORD GBPO.031111	130,839.00	4,768,949.39	0.54
GBP WILLIAM HILL ORD GBPO.10	675,708.00	3,216,607.97	0.36
<b>イギリス合計</b>		<b>61,845,988.36</b>	<b>6.95</b>

銘柄	株数/額面	ユーロ建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引/スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
アメリカ合衆国			
USD ABBVIE INC COM USDO.01	50,721.00	2,472,322.16	0.28
USD AFFILIATED MNGRS COM USDO.01	12,354.00	1,892,416.98	0.21
USD ALLERGAN PLC COM USDO.0001	31,962.00	7,782,836.48	0.87
USD ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC COM	6,848.00	492,994.65	0.06
USD AMAZON COM INC COM USDO.01	11,800.00	5,411,244.79	0.61
USD AMER INTL GRP COM USD2.50	79,807.00	4,062,381.85	0.46
USD AMETEK INC COM USDO.01	49,101.00	2,301,423.80	0.26
USD APPLE INC COM NPV	141,017.00	13,934,311.40	1.57
USD BK OF AMERICA CORP COM USDO.01	332,682.00	4,643,391.32	0.52
USD BOEING CO COM USD5	22,224.00	2,607,151.44	0.29
USD CELGENE CORP COM USDO.01	70,392.00	6,821,323.75	0.77
USD CHEVRON CORP COM USDO.75	30,858.00	2,180,585.93	0.25
USD COLGATE-PALMOLIVE COM USD1	30,445.00	1,730,830.64	0.19
USD DANAHER CORP COM USDO.01	32,613.00	2,489,544.21	0.28
USD DELTA AIR LINES INC	83,660.00	3,362,888.42	0.38
USD ECOLAB INC COM	39,003.00	3,833,737.21	0.43
USD ESTEE LAUDER COS CLASS ' A ' COM USDO.01	45,287.00	3,273,240.90	0.37
USD EXPRESS SCRIPTS HL COM USDO.01	39,916.00	2,895,049.82	0.33
USD FACEBOOK INC COM USDO.000006 CL ' A '	84,486.00	6,804,292.41	0.76
USD GEN ELEC CO COM USDO.06	166,489.00	3,761,570.06	0.42
USD GILEAD SCIENCES COM USDO.001	40,752.00	3,584,715.68	0.40
USD GOOGLE INC COM USDO.001 CL ' A '	14,840.00	8,486,818.19	0.95
USD HAIN CELESTIAL GROUP INC COM	34,132.00	1,577,792.79	0.18
USD HCA HLDGS INC COM USDO.01	66,927.00	4,638,273.43	0.52
USD HESS CORPORATION COM USD1	26,772.00	1,200,632.76	0.13
USD HOME DEPOT INC COM USDO.05	50,671.00	5,242,547.63	0.59
USD HORMEL FOODS CORP COM	78,973.00	4,479,086.79	0.50
USD INCYTE CORPORATION COM USDO.001	8,693.00	859,214.95	0.10
USD INTUITIVE SURGICAL COM USDO.001	5,929.00	2,441,074.87	0.27
USD LAS VEGAS SANDS CORP COM	60,036.00	2,042,165.21	0.23
USD LENNAR CORP COM CL ' A ' USDO.10	72,581.00	3,129,517.16	0.35
USD LINKEDIN CORP COM USDO.0001	10,662.00	1,816,050.22	0.20
USD LOWE ' S COS INC COM USDO.50	56,560.00	3,492,152.47	0.39
USD LYONDELLBASELL IND COM USDO.01	33,700.00	2,516,669.20	0.28
USD MASTERCARD INC COM USDO.0001 CLASS ' A '	57,587.00	4,649,263.55	0.52
USD MCGRAW HILL FINANCIAL INC COM	36,566.00	2,833,557.89	0.32
USD MDU RES GROUP INC COM USD1	78,989.00	1,217,120.54	0.14
USD MICROSOFT CORP COM USDO.0000125	136,403.00	5,408,462.96	0.61
USD MORGAN STANLEY COM STK USDO.01	110,082.00	3,106,457.33	0.35
USD MYLAN NV EURO.01	51,063.00	1,841,698.88	0.21
USD NIKE INC CLASS ' B ' COM NPV	41,717.00	4,595,690.47	0.52
USD OCCIDENTAL PETRLM COM USDO.20	38,699.00	2,293,338.28	0.26
USD PEPSICO INC CAP USDO.016666	47,495.00	4,012,343.56	0.45
USD PRICELINE.COM INC COM USDO.008	1,958.00	2,169,560.47	0.24
USD ROCKET FUEL INC USDO.001	61,200.00	256,039.41	0.03
USD ROYAL CARIBBEAN COM USDO.01	42,916.00	3,425,206.22	0.38
USD SALESFORCE.COM INC COM USDO.001	53,307.00	3,315,659.58	0.37
USD SBA COMMUNICATIONS COM USDO.01	19,644.00	1,843,236.34	0.21
USD SCHLUMBERGER COM USDO.01	20,403.00	1,260,644.94	0.14
USD SCHWAB CHARLES CORP NEW COM	98,570.00	2,521,979.12	0.28
USD SERVICENOW INC COM USDO.001	37,997.00	2,364,068.67	0.27
USD SHERWIN-WILLIAMS COM USD1	14,008.00	2,795,701.89	0.31
USD STARBUCKS CORP COM USDO.001	86,245.00	4,391,637.89	0.49
USD SYNCHRONY FINANCIA COM USDO.001	24,516.00	687,436.33	0.08
USD T-MOBILE US INC COM USDO.0001	97,797.00	3,487,837.46	0.39
USD THERMO FISHER SCIE COM USD1	32,150.00	3,521,883.09	0.40
USD TIME WARNER CABLE USDO.01	18,574.00	2,984,652.52	0.34
USD TJX COS INC COM USD1	72,625.00	4,646,698.76	0.52
USD TRIPADVISOR INC COM USDO.001	27,054.00	1,527,384.62	0.17
USD UGI CORP NEW COM	50,206.00	1,566,112.36	0.18
USD UNITED RENTALS INC COM	39,369.00	2,117,902.31	0.24
USD VEECO INSTRS INC DEL COM	61,318.00	1,126,658.17	0.13
USD VERTEX PHARMACEUTI COM USDO.01	31,504.00	2,939,150.33	0.33
USD VIACOM INC NEW CL ' B ' NON-VTG USDO.001	44,327.00	1,713,514.04	0.19
USD VISA INC COM STK USDO.0001	55,030.00	3,434,167.79	0.39

銘柄	株数/額面	ユーロ建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引/スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
USD VMWARE INC COM STK USDO.01 CLASS 'A'	45,675.00	3,223,949.16	0.36
USD VOYA FINL INC COM USDO.01	76,658.00	2,662,513.47	0.30
USD WELLS FARGO & CO COM USD1 2/3	88,249.00	4,059,651.65	0.46
USD WESTROCK CO COM USDO.01	55,781.00	2,570,548.39	0.29
USD WORKDAY INC COM USDO.001	33,316.00	2,055,220.39	0.23
USD ZIMMER HLDGS INC COM USDO.01	23,651.00	1,990,180.00	0.22
アメリカ合衆国合計		228,877,378.40	25.72
無記名株式合計		440,011,964.97	49.44
<b>その他株式</b>			
<b>オランダ</b>			
EUR ING GROEP NV CVA EURO.24	109,197.00	1,381,342.05	0.16
オランダ合計		1,381,342.05	0.16
その他株式合計		1,381,342.05	0.16
<b>登録株式</b>			
<b>ドイツ</b>			
EUR BAYER AG NPV (REGD)	64,160.00	7,343,112.00	0.83
EUR DAIMLER AG ORD NPV(REGD)	33,223.00	2,154,511.55	0.24
EUR DEUTSCHE TELEKOM NPV(REGD)	173,087.00	2,749,487.00	0.31
GBP TUI AG NPV (REGD)	132,348.00	2,187,480.35	0.24
ドイツ合計		14,434,590.90	1.62
<b>スペイン</b>			
EUR BBVA(BILB-VIZ-ARG) EURO.49	265,723.00	2,014,180.34	0.23
スペイン合計		2,014,180.34	0.23
<b>スイス</b>			
CHF ACTELION CHF0.50(REGD)	7,553.00	856,620.96	0.09
CHF NESTLE SA CHF0.10(REGD)	75,533.00	5,072,754.89	0.57
CHF NOVARTIS AG CHF0.50(REGD)	205,200.00	16,819,550.69	1.89
CHF RICHEMONT(CIE FIN) CHF1.00 (REG) SER 'A'	36,978.00	2,566,485.48	0.29
CHF ZURICH INSURANCE GRP CHF0.10	5,184.00	1,136,908.94	0.13
スイス合計		26,452,320.96	2.97
登録株式合計		42,901,092.20	4.82
<b>固定利付ノート</b>			
<b>オーストラリアドル</b>			
AUD AUSTRALIA 5.50000% 11-21.04.23	17,100,000.00	13,021,221.10	1.46
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.00000% 13-20.04.23	7,400,000.00	5,054,891.44	0.57
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 6.00000% 10-21.04.16	10,830,000.00	6,959,873.64	0.78
オーストラリアドル合計		25,035,986.18	2.81
<b>イギリスポンド</b>			
GBP BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC 5.75000% 99-07.12.28	1,000,000.00	1,631,194.07	0.18
イギリスポンド合計		1,631,194.07	0.18
<b>米ドル</b>			
USD APPLE INC 2.40000% 13-03.05.23	1,000,000.00	868,249.94	0.10
USD E.ON INTERNATIONAL FINANCE BV-REG-S 6.65000% 08-30.04.38	1,000,000.00	1,061,579.40	0.12
USD ENEL FINANCE INTERNATIONAL SA-REG-S 5.12500% 09-07.10.19	1,000,000.00	984,920.94	0.11
USD GDF SUEZ-REG-S 1.62500% 12-10.10.17	1,000,000.00	898,980.52	0.10
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.62500% 13-22.01.23	1,000,000.00	907,534.15	0.10
USD HSBC HOLDINGS PLC 4.00000% 12-30.03.22	1,000,000.00	940,959.46	0.11
USD INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP 3.37500% 13-01.08.23	500,000.00	456,205.15	0.05
USD PETROLEOS MEXICANOS 3.50000% 13-30.01.23	1,000,000.00	808,510.64	0.09
USD TAQA ABU DHABI NATIONAL ENERGY CO-REG-S 3.62500% 12-12.01.23	1,000,000.00	879,032.48	0.10
USD TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE IV LLC 2.25000% 12-18.03.20	1,000,000.00	884,430.01	0.10
USD TOTAL CAPITAL CANADA LTD 2.75000% 13-15.07.23	1,000,000.00	859,748.26	0.10
USD VALE OVERSEAS LTD 4.37500% 12-11.01.22	1,000,000.00	790,091.83	0.09
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.50000% 11-01.11.21	1,000,000.00	915,923.85	0.10
USD WAL-MART STORES INC 6.50000% 07-15.08.37	500,000.00	588,086.45	0.07
米ドル合計		11,844,253.08	1.34
固定利付ノート合計		38,511,433.33	4.33
<b>固定利付メディアム・ターム・ノート</b>			
<b>オーストラリアドル</b>			
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 3.50000% 12-21.09.17	7,880,000.00	5,096,484.78	0.57
オーストラリアドル合計		5,096,484.78	0.57

銘柄	株数/額面	ユーロ建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引/スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
<b>ユーロ</b>			
EUR ABBEY NATIONAL TREASURY SERV PLC 3.37500% 10-20.10.15	3,000,000.00	3,004,620.00	0.34
EUR BMW US CAPITAL LLC 1.00000% 13-18.07.17	2,000,000.00	2,012,120.00	0.23
EUR CAISSE DE REFINANCEMENT DE L ' HABITAT 4.10000% 04-25.10.15	3,000,000.00	3,007,350.00	0.34
EUR DEUTSCHE BANK AG-SUB 5.00000% 10-24.06.20	2,000,000.00	2,269,360.00	0.24
EUR GAS NATURAL CAPITAL MARKETS SA 6.00000% 12-27.01.20	1,000,000.00	1,202,440.00	0.13
EUR GE CAPITAL EUROPEAN FUNDING-REG-S 1.25000% 12-15.10.15	3,000,000.00	3,000,660.00	0.34
EUR ORANGE-REG-S 1.87500% 13-02.10.19	2,000,000.00	2,085,640.00	0.23
EUR POHJOLA BANK PLC 1.75000% 13-29.08.18	1,000,000.00	1,035,160.00	0.12
EUR SHELL INTERNATIONAL FINANCE BV 1.62500% 14-24.03.21	1,000,000.00	1,030,060.00	0.12
EUR TELECOM ITALIA SPA-REG-S 3.25000% 15-16.01.23	2,000,000.00	1,942,140.00	0.22
EUR TEOLLISUUDEN VOIMA OY REG-S 2.50000% 14-17.03.21	500,000.00	492,340.00	0.06
EUR UNICREDIT SPA 3.37500% 12-11.01.18	500,000.00	526,695.00	0.06
EUR WELLS FARGO & CO-REG-S 2.62500% 12-16.08.22	1,000,000.00	1,078,330.00	0.12
<b>ユーロ合計</b>		<b>22,686,915.00</b>	<b>2.55</b>
<b>イギリスポンド</b>			
GBP ROYAL BANK OF SCOTLAND PLC 6.87500% 10-17.05.25	1,000,000.00	1,723,917.80	0.19
<b>イギリスポンド合計</b>		<b>1,723,917.80</b>	<b>0.19</b>
<b>米ドル</b>			
USD NESTLE HOLDINGS INC-REG-S 2.25000% 13-12.03.19	1,000,000.00	917,133.25	0.11
USD ROYAL BANK OF CANADA 1.45000% 13-09.09.16	2,000,000.00	1,804,298.32	0.20
USD SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD-REG-S 4.50000% 12-14.02.22	2,000,000.00	1,907,404.26	0.22
<b>米ドル合計</b>		<b>4,628,835.83</b>	<b>0.53</b>
<b>固定利付メディアム・ターム・ノート合計</b>		<b>34,136,153.41</b>	<b>3.84</b>
<b>変動利付メディアム・ターム・ノート</b>			
<b>ユーロ</b>			
EUR DNB BANK ASA-REG-S-SUB 4.750%/12M EUSA5+325BP 12-08.03.22	1,000,000.00	1,049,460.00	0.12
EUR PACCAR FINANCIAL CORP-REG-S 3M EURIBOR+38BP 13-24.06.16	1,700,000.00	1,701,768.00	0.19
<b>ユーロ合計</b>		<b>2,751,228.00</b>	<b>0.31</b>
<b>イギリスポンド</b>			
GBP BARCLAYS BANK PLC-SUB 6.750%/3M LIBOR+249BP 07-16.01.23	1,000,000.00	1,458,081.72	0.17
GBP IMPERIAL TOBACCO FINANCE 9.00000%/RATING LINKED 09-17.02.22	500,000.00	899,439.22	0.10
<b>イギリスポンド合計</b>		<b>2,357,520.94</b>	<b>0.27</b>
<b>米ドル</b>			
USD UNITED OVERSEAS BANK LTD-REG-S-SUB 2.875%/VAR 12-17.10.22	2,000,000.00	1,806,369.54	0.20
<b>米ドル合計</b>		<b>1,806,369.54</b>	<b>0.20</b>
<b>変動利付メディアム・ターム・ノート合計</b>		<b>6,915,118.48</b>	<b>0.78</b>
<b>固定利付債券</b>			
<b>オーストラリアドル</b>			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	20,000,000.00	12,776,200.17	1.44
AUD AUSTRALIA 4.25000% 11-21.07.17	17,500,000.00	11,480,065.29	1.29
AUD AUSTRALIA 6.00000% 04-15.02.17	17,000,000.00	11,291,953.51	1.27
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 6.00000% 11-21.07.22	5,600,000.00	4,218,178.09	0.47
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-REG-S 4.25000% 12-21.07.23	6,300,000.00	4,310,424.65	0.48
AUD SOUTH AUSTRALIAN GOV FIN AUTHORITY 5.75000% 10-20.09.17	7,410,000.00	4,995,525.60	0.56
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.75000% 04-15.11.16	7,135,000.00	4,673,494.42	0.53
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 6.00000% 03-17.10.22	4,700,000.00	3,591,912.66	0.40
<b>オーストラリアドル合計</b>		<b>57,337,754.39</b>	<b>6.44</b>
<b>カナダドル</b>			
CAD CANADA, GOVERNMENT 1.50000% 12-01.06.23	600,000.00	408,602.42	0.05
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01.06.21	1,400,000.00	1,053,293.93	0.12
CAD CANADA, GOVERNMENT 4.25000% 07-01.06.18	500,000.00	366,826.68	0.04
CAD CANADA, GOVERNMENT 5.75000% 01-01.06.33	600,000.00	620,070.28	0.07
<b>カナダドル合計</b>		<b>2,448,793.31</b>	<b>0.28</b>

銘柄	株数/額面	ユーロ建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引/スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
<b>ユーロ</b>			
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.75000% 98-04.07.28	7,250,000.00	10,737,866.26	1.21
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.00000% 05-04.01.37	2,850,000.00	4,343,707.80	0.49
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 3.75000% 08-04.01.19	13,000,000.00	14,670,500.00	1.65
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 3.00000% 10-04.07.20	6,800,000.00	7,790,080.00	0.87
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 2.25000% 11-04.09.21	7,000,000.00	7,900,200.00	0.89
EUR ITALY, REPUBLIC OF BTP 3.75000% 10-01.03.21	4,200,000.00	4,820,970.00	0.54
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 05-01.02.37	2,100,000.00	2,576,490.00	0.29
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BPT 3.75000% 06-01.08.16	8,600,000.00	8,864,450.00	1.00
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 06-01.02.17	8,600,000.00	9,047,406.40	1.01
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 3.50000% 12-01.11.17	9,150,000.00	9,782,265.00	1.10
EUR MONDELEZ INTERNATIONAL INC 2.37500% 13-26.01.21	2,000,000.00	2,097,580.00	0.24
<b>ユーロ合計</b>		<b>82,631,515.46</b>	<b>9.29</b>
<b>イギリスポンド</b>			
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.50000% 07-07.12.42	700,000.00	1,337,743.07	0.15
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.75000% 07-07.12.30	700,000.00	1,274,479.78	0.14
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.25000% 10-07.12.40	700,000.00	1,271,345.11	0.14
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 2.25000% 13-07.09.23	960,000.00	1,369,613.54	0.15
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 3.25000% 12-22.01.44	850,000.00	1,334,886.59	0.15
GBP UNITED KINGDOM TREASURY GILT 1.75000% 13-22.07.19	2,580,000.00	3,599,436.82	0.40
<b>イギリスポンド合計</b>		<b>10,187,504.91</b>	<b>1.13</b>
<b>米ドル</b>			
USD CHINA OVERSEAS FINANCE CAYMAN II-REG-S 5.50000% 10-10.11.20	1,000,000.00	964,255.32	0.11
USD PFIZER INC 7.20000% 09-15.03.39	1,000,000.00	1,231,150.73	0.14
<b>米ドル合計</b>		<b>2,195,406.05</b>	<b>0.25</b>
<b>固定利付債券合計</b>		<b>154,800,974.12</b>	<b>17.39</b>
<b>変動利付債券</b>			
<b>米ドル</b>			
USD DEUTSCHE TELEKOM INTL FIN 8.250%/RATING LINKED 00-15.06.30	1,000,000.00	1,280,785.66	0.14
<b>米ドル合計</b>		<b>1,280,785.66</b>	<b>0.14</b>
<b>変動利付債券合計</b>		<b>1,280,785.66</b>	<b>0.14</b>
<b>固定利付トレジャーノート</b>			
<b>米ドル</b>			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.25000% 13-30.11.18	5,500,000.00	4,966,732.81	0.56
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.02.25	2,300,000.00	2,052,422.12	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.00000% 12-31.08.19	6,000,000.00	5,336,858.23	0.60
<b>米ドル合計</b>		<b>12,356,013.16</b>	<b>1.39</b>
<b>固定利付トレジャーノート合計</b>		<b>12,356,013.16</b>	<b>1.39</b>
<b>公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および金融商品合計</b>		<b>732,294,877.38</b>	<b>82.29</b>
<b>他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および金融商品</b>			
<b>固定利付ノート</b>			
<b>米ドル</b>			
USD 21ST CENTURY FOX AMERICA INC 3.00000% 13-15.09.22	1,000,000.00	882,872.12	0.10
USD ABBVIE INC 2.90000% 13-06.11.22	1,000,000.00	872,846.58	0.10
USD CITIGROUP INC 3.37500% 13-01.03.23	2,000,000.00	1,800,284.88	0.20
USD JPMORGAN CHASE & CO 1.80000% 13-25.01.18	1,000,000.00	896,619.94	0.10
USD KRAFT FOODS GROUP INC 3.50000% 12-06.06.22	1,000,000.00	913,992.38	0.10
USD MORGAN STANLEY 3.75000% 13-25.02.23	1,000,000.00	917,566.85	0.10
USD MORGAN STANLEY 4.75000% 12-22.03.17	2,000,000.00	1,876,961.26	0.21
USD TIME WARNER CABLE INC 4.00000% 11-01.09.21	500,000.00	456,886.90	0.05
<b>米ドル合計</b>		<b>8,618,030.91</b>	<b>0.96</b>
<b>固定利付ノート合計</b>		<b>8,618,030.91</b>	<b>0.96</b>
<b>固定利付メディアム・ターム・ノート</b>			
<b>米ドル</b>			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.30000% 13-11.01.23	2,000,000.00	1,778,013.88	0.20
USD GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP 3.10000% 13-09.01.23	1,500,000.00	1,373,977.16	0.15
<b>米ドル合計</b>		<b>3,151,991.04</b>	<b>0.35</b>
<b>固定利付メディアム・ターム・ノート合計</b>		<b>3,151,991.04</b>	<b>0.35</b>

銘柄	株数/額面	ユーロ建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引/スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
<b>固定利付債券</b>			
米ドル			
USD AMERICA MOVIL SAB DE CV 3.12500% 12-16.07.22	1,000,000.00	869,787.24	0.10
USD UNILEVER CAPITAL CORP 2.20000% 13-06.03.19	1,000,000.00	913,708.39	0.10
米ドル合計		1,783,495.63	0.20
固定利付債券合計		1,783,495.63	0.20
<b>固定利付トレジャリーノート</b>			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15.02.44	1,600,000.00	1,648,338.99	0.19
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 10-30.09.17	3,200,000.00	2,936,096.39	0.33
米ドル合計		4,584,435.38	0.52
固定利付トレジャリーノート合計		4,584,435.38	0.52
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および金融商品合計		18,137,952.96	2.03
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない譲渡性のある有価証券および金融商品			
無記名株式			
アメリカ合衆国			
USD GOOGLE INC COM USD0.001 CL 'C'	12,928.00	7,046,498.33	0.79
アメリカ合衆国合計		7,046,498.33	0.79
無記名株式合計		7,046,498.33	0.79
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない譲渡性のある有価証券および金融商品合計		7,046,498.33	0.79
ルクセンブルグ2010年12月17日法規制41(1)e)に準拠するUCITSおよびその他のUCIs			
オープン・エンド型投資信託証券			
アイルランド			
USD UBS (IRL) INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-X USD	129,295.00	16,122,348.08	1.81
アイルランド合計		16,122,348.08	1.81
ルクセンブルグ			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	776.00	10,097,607.45	1.13
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	1,104.00	10,051,172.05	1.13
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - EM GROWTH (USD)-U-X-ACC	808.00	13,057,236.57	1.47
USD UBS (LUX) INST FUND - EMERGING MARKETS EQUITY FA	1,683.00	25,553,013.50	2.87
ルクセンブルグ合計		58,759,029.57	6.60
オープン・エンド型投資信託証券合計		74,881,377.65	8.41
ルクセンブルグ2010年12月17日法規制41(1)e)に準拠するUCITSおよびその他のUCIs合計		74,881,377.65	8.41
投資有価証券合計		832,360,706.32	93.52
デリバティブ商品			
公認の証券取引所に上場されているデリバティブ商品			
債券に係る金融先物			
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.15	- 673.00	- 480,882.08	- 0.05
EUR EURO-BUND FUTURE 08.12.15	- 172.00	- 278,640.00	- 0.03
債券に係る金融先物合計		- 759,522.08	- 0.08
指数に係る金融先物			
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 16.10.15	- 1,193.00	989,521.38	0.11
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 18.12.15	1,819.00	- 1,755,335.00	- 0.20
USD RUSSELL 2000 MINI INDEX FUTURE 18.12.15	460.00	- 1,885,330.35	- 0.21
EUR DAX INDEX FUTURE 18.12.15	132.00	- 1,564,200.00	- 0.18
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 18.12.15	- 562.00	732,128.04	0.08
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 17.12.15	105.00	- 202,063.89	- 0.02
USD NASDAQ 100 E-MINI FUTURE 18.12.15	- 369.00	543,245.36	0.06
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 18.12.15	- 115.00	329,721.01	0.04
JPY NIKKEI 225 (SGX) INDEX FUTURE 10.12.15	1,416.00	- 2,280,375.72	- 0.26
AUD SPI 200 INDEX FUTURE 17.12.15	113.00	- 35,545.02	0.00
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 18.12.15	- 455.00	41,171.14	0.00
EUR AMSTERDAM EXCHANGE INDEX FUTURE 16.10.15	221.00	- 448,630.00	- 0.05

銘柄		株数/額面	ユーロ建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引/スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
SGD	MSCI SINGAPORE INDEX FUTURE 29.10.15	40.00	- 12,600.84	0.00
USD	S&P500 EMINI FUTURE 18.12.15	- 652.00	1,426,992.16	0.16
USD	MSCI TAIWAN INDEX FUTURE 29.10.15	335.00	50,901.99	0.01
HKD	HANG SENG CHINA ENTERPRISES INDEX FUTURE 29.10.15	162.00	- 80,522.55	-0.01
指数に係る金融先物合計				- 4,150,922.29 - 0.47

公認の証券取引所に上場されているデリバティブ商品合計 - 4,910,444.37 - 0.55

公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていないデリバティブ商品  
クレジット・デフォルト・スワップ

USD	BARCLAYS/CDX.EM.23 JUN20 CDI REC 1.00000% 15-20.06.20	39,500,000.00	- 4,294,100.29	- 0.48
USD	CME/CDX.NA.HY.24 JUN20 CDI REC 5.00000% 15-20.06.20	42,570,000.00	1,118,322.00	0.12
クレジット・デフォルト・スワップ合計				- 3,175,778.29 - 0.36

公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていないデリバティブ商品合計 - 3,175,778.29 - 0.36

デリバティブ商品合計 - 8,086,222.66 - 0.91

為替予約取引

為替予約取引(購入/売却)

購入通貨		売却通貨		満期日		
USD	7,993,086.10	TWD	260,000,000.00	8.10.2015	106,335.29	0.01
USD	30,915,193.59	MYR	128,000,000.00	8.10.2015	1,585,735.75	0.18
MYR	22,600,000.00	USD	5,470,885.93	8.10.2015	- 291,345.60	- 0.03
USD	2,753,518.07	MXN	45,500,000.00	8.10.2015	62,659.88	0.01
USD	4,917,396.17	BRL	17,500,000.00	8.10.2015	477,362.16	0.05
MYR	22,600,000.00	USD	5,476,602.55	8.10.2015	- 296,466.87	- 0.03
USD	2,754,172.10	MXN	45,500,000.00	8.10.2015	63,246.08	0.01
MYR	22,600,000.00	USD	5,487,264.21	8.10.2015	- 306,018.19	- 0.03
USD	2,754,618.97	MXN	45,500,000.00	8.10.2015	63,646.60	0.01
EUR	47,654,724.25	AUD	72,130,000.00	8.10.2015	2,295,169.15	0.26
EUR	12,018,984.52	HKD	103,250,000.00	8.10.2015	85,181.96	0.01
EUR	11,184,926.79	JPY	1,540,000,000.00	8.10.2015	- 334,235.13	- 0.04
EUR	45,369,244.50	GBP	32,275,000.00	8.10.2015	1,576,906.68	0.18
EUR	20,321.08	SEK	191,918.00	8.10.2015	- 179.28	0.00
EUR	18,037,391.05	CHF	19,502,893.00	8.10.2015	154,683.61	0.02
EUR	6,283,678.60	DKK	46,880,000.00	8.10.2015	- 570.56	0.00
EUR	216,137,346.84	USD	239,342,933.08	8.10.2015	1,737,992.11	0.20
EUR	1,625,617.09	ILS	6,900,000.00	8.10.2015	50,807.79	0.01
EUR	1,759,364.22	THB	70,000,000.00	8.10.2015	32,097.58	0.00
EUR	2,380,444.05	NZD	4,025,000.00	8.10.2015	74,934.99	0.01
EUR	1,923,381.12	NOK	17,570,000.00	8.10.2015	78,446.21	0.01
MXN	224,500,000.00	EUR	12,271,025.13	8.10.2015	- 409,876.42	- 0.05
EUR	7,780,729.41	CAD	11,300,000.00	8.10.2015	230,939.75	0.03
EUR	2,824,253.80	ZAR	40,500,000.00	8.10.2015	203,049.51	0.02
EUR	529,416.95	DKK	3,950,000.00	8.10.2015	- 79.30	0.00
EUR	297,265.06	HKD	2,550,000.00	8.10.2015	2,531.92	0.00
USD	7,500,000.00	EUR	6,734,218.36	8.10.2015	- 15,845.10	0.00
EUR	520,945.20	HKD	4,550,000.00	8.10.2015	- 4,951.18	0.00
EUR	603,383.22	CHF	650,000.00	8.10.2015	7,381.39	0.00
EUR	507,388.50	CHF	550,000.00	8.10.2015	3,079.26	0.00
EUR	542,033.62	JPY	75,000,000.00	8.10.2015	- 18,964.53	0.00
USD	3,550,000.00	EUR	3,089,299.02	8.10.2015	90,730.99	0.01
JPY	979,555,116.00	CHF	7,687,000.00	8.10.2015	278,616.34	0.03
JPY	980,245,883.00	CHF	7,687,000.00	8.10.2015	283,782.84	0.03
EUR	7,108,871.06	CHF	7,687,000.00	8.10.2015	60,461.78	0.01
EUR	7,088,411.96	CHF	7,687,000.00	8.10.2015	40,002.68	0.00
CAD	1,750,000.00	EUR	1,154,177.69	8.10.2015	15,037.52	0.00
EUR	2,465,147.17	JPY	340,000,000.00	8.10.2015	- 78,044.42	- 0.01
GBP	750,000.00	EUR	1,028,435.56	8.10.2015	- 10,797.97	0.00
EUR	336,593.24	HKD	3,000,000.00	8.10.2015	- 10,151.63	0.00
EUR	248,241.21	SGD	400,000.00	8.10.2015	- 3,731.25	0.00
SEK	7,500,000.00	EUR	785,389.74	8.10.2015	15,747.86	0.00
USD	4,200,000.00	EUR	3,654,423.77	8.10.2015	107,865.25	0.01

銘柄	株数 / 額面	ユーロ建評価額 先物 / オプション / 為替予約取引 / スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
EUR	1,046,551.15	CHF 1,130,000.00	8.10.2015 10,424.90 0.00
EUR	686,069.62	HKD 6,100,000.00	8.10.2015 -18,978.28 0.00
USD	3,000,000.00	EUR 2,615,920.14	8.10.2015 71,429.16 0.01
EUR	1,752,797.17	JPY 240,000,000.00	8.10.2015 -42,396.90 0.00
EUR	2,246,732.62	SEK 21,500,000.00	8.10.2015 -49,861.83 -0.01
USD	2,250,000.00	EUR 1,991,398.93	8.10.2015 24,113.05 0.00
EUR	2,248,462.18	SEK 21,500,000.00	8.10.2015 -48,132.27 -0.01
EUR	2,247,158.36	SEK 21,500,000.00	8.10.2015 -49,436.09 -0.01
CAD	1,000,000.00	EUR 672,018.62	8.10.2015 -3,895.64 0.00
EUR	266,435.99	USD 300,000.00	8.10.2015 -2,298.94 0.00
CHF	1,000,000.00	EUR 921,327.82	8.10.2015 -4,401.93 0.00
JPY	140,000,000.00	EUR 1,027,105.31	8.10.2015 20,091.23 0.00
JPY	400,000,000.00	EUR 2,934,373.47	8.10.2015 57,616.64 0.01
EUR	739,629.77	GBP 540,000.00	8.10.2015 6,930.70 0.00
EUR	322,416.91	CHF 350,000.00	8.10.2015 1,492.85 0.00
EUR	629,544.66	SEK 6,000,000.00	8.10.2015 -11,365.42 0.00
EUR	241,236.32	DKK 1,800,000.00	8.10.2015 -53.11 0.00
JPY	65,000,000.00	EUR 478,302.01	8.10.2015 7,896.38 0.00
USD	2,250,000.00	EUR 2,004,490.06	8.10.2015 11,021.92 0.00
EUR	1,109,836.85	JPY 150,000,000.00	8.10.2015 -12,159.44 0.00
EUR	263,729.57	JPY 35,000,000.00	8.10.2015 1,930.44 0.00
JPY	490,000,000.00	EUR 3,693,324.43	8.10.2015 -28,136.55 0.00
EUR	1,015,538.49	JPY 135,000,000.00	8.10.2015 5,741.83 0.00
EUR	44,927,864.97	AUD 72,295,000.00	19.11.2015 -396,112.98 -0.04
EUR	979,400.75	THB 40,000,000.00	19.11.2015 -5,307.50 0.00
EUR	1,939,355.28	NOK 18,000,000.00	19.11.2015 51,949.78 0.01
EUR	233,329.66	PLN 990,000.00	19.11.2015 626.54 0.00
EUR	293,912.20	SGD 470,000.00	19.11.2015 -1,479.15 0.00
EUR	4,418,872.14	NZD 7,895,000.00	19.11.2015 -85,564.97 -0.01
EUR	5,537,744.68	SEK 52,250,000.00	19.11.2015 -45,079.87 -0.01
EUR	5,811,490.25	DKK 43,345,000.00	19.11.2015 -743.22 0.00
EUR	2,577,978.60	ZAR 40,500,000.00	19.11.2015 -21,268.86 0.00
EUR	43,105,102.70	GBP 31,445,000.00	19.11.2015 477,875.55 0.05
EUR	47,315,382.95	CHF 51,500,192.00	19.11.2015 53,570.32 0.01
JPY	482,335,226.00	EUR 3,591,379.72	19.11.2015 16,560.72 0.00
EUR	11,957,777.06	HKD 103,685,000.00	19.11.2015 -17,138.00 0.00
EUR	1,569,218.93	ILS 6,900,000.00	19.11.2015 -5,302.32 0.00
EUR	177,712,311.50	USD 199,035,834.04	19.11.2015 -447,278.46 -0.05
EUR	5,574,821.54	CAD 8,250,000.00	19.11.2015 67,912.10 0.01
MXN	111,220,000.00	EUR 5,875,192.98	19.11.2015 -24,095.71 0.00
EUR	387,299.42	SEK 3,650,000.00	8.10.2015 -2,587.54 0.00
EUR	3,193,797.73	GBP 2,330,000.00	8.10.2015 32,336.94 0.00
CHF	5,672,819.88	JPY 702,000,000.00	8.10.2015 -49,387.98 -0.01
CHF	5,614,835.50	JPY 695,000,000.00	8.10.2015 -50,195.56 -0.01
CHF	3,780,061.85	EUR 3,470,000.00	8.10.2015 -3,963.44 0.00
EUR	1,102,152.04	CHF 1,200,000.00	8.10.2015 1,840.98 0.00
EUR	1,370,535.85	JPY 185,000,000.00	8.10.2015 -13,259.58 0.00
CHF	3,784,329.95	EUR 3,470,000.00	8.10.2015 -49.91 0.00
EUR	690,332.79	DKK 5,150,000.00	8.10.2015 -23.08 0.00
EUR	387,428.55	SEK 3,650,000.00	19.11.2015 -2,567.81 0.00
EUR	3,190,814.84	GBP 2,330,000.00	19.11.2015 32,238.30 0.00
CHF	3,797,562.68	EUR 3,485,000.00	19.11.2015 29.64 0.00
EUR	1,103,038.50	CHF 1,200,000.00	19.11.2015 1,796.49 0.00
CHF	5,667,323.22	JPY 702,000,000.00	19.11.2015 -50,152.40 -0.01
EUR	690,536.34	DKK 5,150,000.00	19.11.2015 -39.33 0.00
CHF	5,609,372.80	JPY 695,000,000.00	19.11.2015 -50,972.55 -0.01
EUR	1,370,325.71	JPY 185,000,000.00	19.11.2015 -13,502.27 0.00
CHF	3,793,279.62	EUR 3,485,000.00	19.11.2015 -3,900.93 0.00
EUR	343,279.28	GBP 250,000.00	8.10.2015 4,066.75 0.00
EUR	342,959.99	GBP 250,000.00	19.11.2015 4,056.93 0.00
CAD	34,560,800.00	EUR 23,079,599.40	19.10.2015 6,940.22 0.00
SGD	15,019,900.00	EUR 9,387,484.44	19.10.2015 69,365.43 0.01
GBP	42,743,200.00	EUR 58,418,526.33	19.10.2015 -433,353.43 -0.05
USD	3,500,000.00	EUR 3,085,002.39	8.10.2015 50,238.46 0.01
USD	3,500,000.00	EUR 3,082,747.10	19.11.2015 50,148.88 0.01
USD	1,500,000.00	EUR 1,331,334.56	8.10.2015 12,340.09 0.00

銘柄	株数/額面	ユーロ建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引/スワップ に係る未実現(損)益	純資産 比率 (%)
USD 1,500,000.00 EUR 1,330,343.90 19.11.2015		12,325.81	0.00
USD 750,000.00 EUR 661,309.76 19.11.2015		10,025.09	0.00
HKD 7,500,000.00 EUR 853,256.01 19.11.2015		12,943.18	0.00
HKD 7,500,000.00 EUR 853,919.72 8.10.2015		12,942.45	0.00
USD 750,000.00 EUR 661,802.86 8.10.2015		10,034.47	0.00
EUR 2,186,553.22 USD 2,500,000.00 8.10.2015		-52,904.53	-0.01
EUR 2,185,167.61 USD 2,500,000.00 19.11.2015		-52,615.23	-0.01
USD 1,300,000.00 EUR 1,148,784.37 19.11.2015		14,862.71	0.00
USD 1,300,000.00 EUR 1,149,577.75 8.10.2015		14,940.28	0.00
EUR 689,559.43 CHF 750,000.00 8.10.2015		1,865.02	0.00
EUR 690,112.71 CHF 750,000.00 19.11.2015		1,836.45	0.00
USD 2,600,000.00 EUR 2,338,175.76 8.10.2015		-9,139.70	0.00
USD 2,600,000.00 EUR 2,336,610.28 19.11.2015		-9,316.12	0.00
EUR 575,655.20 GBP 421,900.00 19.10.2015		3,308.15	0.00
EUR 164,726.79 SGD 264,500.00 19.10.2015		-1,808.06	0.00
EUR 555,716.51 JPY 75,000,000.00 8.10.2015		-5,281.64	0.00
EUR 555,653.10 JPY 75,000,000.00 19.11.2015		-5,358.24	0.00
USD 3,750,000.00 EUR 3,358,114.73 19.11.2015		-1,440.46	0.00
USD 3,750,000.00 EUR 3,360,293.34 8.10.2015		-1,106.71	0.00
EUR 338,832.13 CAD 506,100.00 19.10.2015		758.43	0.00
USD 7,670,000.00 EUR 6,820,936.63 19.11.2015		44,581.14	0.00
USD 7,680,000.00 EUR 6,834,077.84 8.10.2015		45,536.37	0.01
USD 940,000.00 EUR 838,404.64 8.10.2015		3,631.47	0.00
EUR 1,038,184.42 JPY 140,000,000.00 8.10.2015		-9,012.12	0.00
EUR 1,038,032.01 JPY 140,000,000.00 19.11.2015		-9,189.16	0.00
USD 940,000.00 EUR 837,871.06 19.11.2015		3,535.29	0.00
EUR 1,710,983.13 GBP 1,264,100.00 19.10.2015		-3,887.47	0.00
為替予約取引(購入/売却)合計		7,193,382.34	0.81
銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他流動資産		61,447,364.19*	6.90
当座借越およびその他の短期負債		-2,007,078.60	-0.23
その他の資産および負債		-839,842.26	-0.09
純資産合計		890,068,309.33	100.00

\* 2015年9月30日において、パークレーズに対してEUR 4,260,000の預金を担保として差し入れています。

## 国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」の状況

ご参考として第7期決算日(2016年1月20日)の状況をご報告申し上げます。

\* 損益の状況 \*  
(自2015年1月21日 至2016年1月20日)

項 目	当 期
(A) 有価証券売買損益	128,076円
売買益	86,295
売買損	41,781
(B) 信託報酬等	342,948
(C) 当期損益金(A+B)	214,872
(D) 前期繰越損益金	1,284,371
(E) 追加信託差損益金	228,934
(配当等相当額)	( 270,247)
(売買損益相当額)	( 41,313)
(F) 計 (C+D+E)	1,298,433
(G) 収益分配金	0
次期繰越損益金(F+G)	1,298,433
追加信託差損益金	228,934
(配当等相当額)	( 270,247)
(売買損益相当額)	( 41,313)
分配準備積立金	4,295,106
繰越損益金	3,225,607

## \* 組入資産の明細 \*

親投資信託残高

(2016年1月20日現在)

項 目	期 首	当 期	末
	口 数	口 数	評 価 額
UBS短期円金利プラス・マザーファンド	千口 888,108	千口 605,288	千円 608,375

## UBS短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第7期決算日(2016年1月20日)の運用状況をご報告申し上げます。

\* 損益の状況 \*  
(自2015年1月21日 至2016年1月20日)

項 目	当 期
(A) 配当等収益	63,398円
受取利息	63,398
(B) 有価証券売買損益	38,250
売買益	38,250
(C) 当期損益金(A+B)	101,648
(D) 前期繰越損益金	4,448,959
(E) 解約差損益金	1,440,037
(F) 計 (C+D+E)	3,110,570
次期繰越損益金(F)	3,110,570

## \* 組入資産明細表 \* (2016年1月20日現在)

2016年1月20日現在、UBS短期円金利プラス・マザーファンドにおける組入資産はありません。

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成28年3月31日現在)

## UBSグローバル・アロケーション Cコース(年4回決算型・円ヘッジコース)

資産総額	1,922,211 円
負債総額	936,680 円
純資産総額( - )	985,531 円
発行済口数	1,014,849 口
1口当たり純資産額( / )	0.9711 円

## UBSグローバル・アロケーション Dコース(年4回決算型・ユーロコース)

資産総額	91,474 円
負債総額	60 円
純資産総額( - )	91,414 円
発行済口数	100,000 口
1口当たり純資産額( / )	0.9141 円

## (参考) UBSグローバル・アロケーション・マザーファンド 2015

資産総額	2,202,158 円
負債総額	円
純資産総額( - )	2,202,158 円
発行済口数	2,389,768 口
1口当たり純資産額( / )	0.9215 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)名義書換の手續等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託者は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2)受益者名簿

作成しません。

## (3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合

には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とし、)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】（平成28年5月13日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

#### （取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

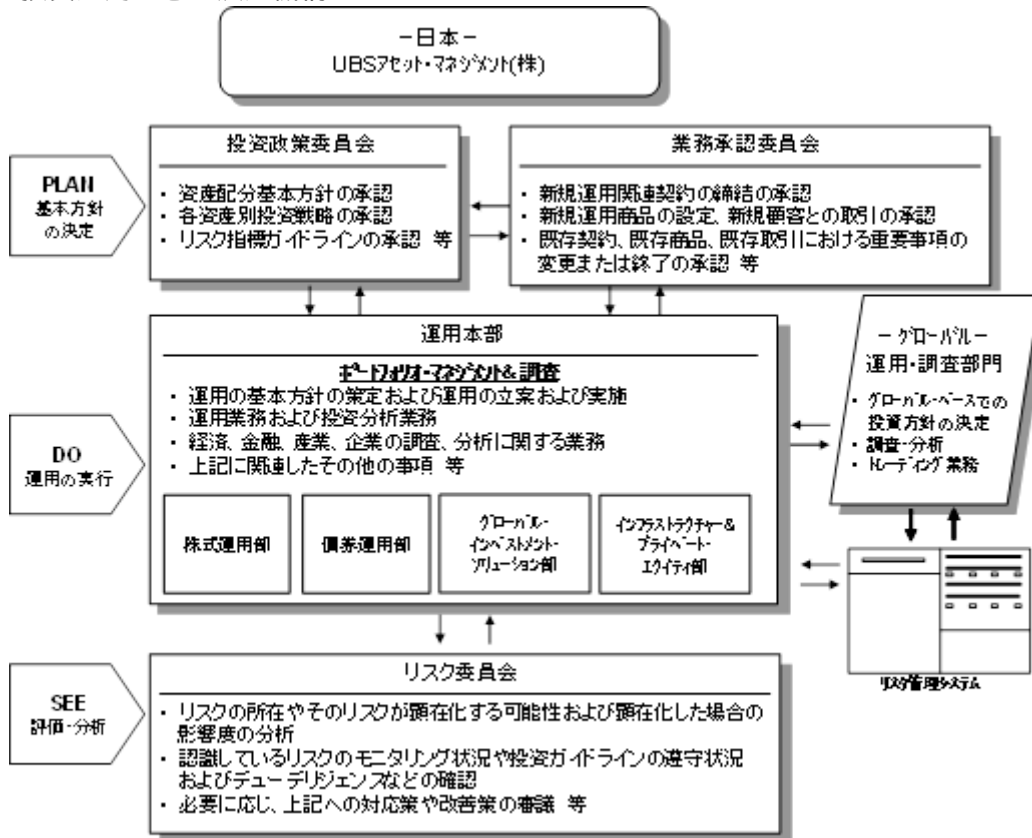
#### （代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

## 投資運用の意思決定機構



上記の体制は今後変更される場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成28年3月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託を除く。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	81	1,523,587
合計	81	1,523,587

## 3【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

## 2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

期別	科目	注記 番号	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)	
			内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	(資産の部)					
	流動資産					
	現金・預金	*1		3,627,221		2,461,060
	未収入金	*1		365,493		35,744
	未収委託者報酬			1,344,669		669,670
	未収運用受託報酬	*1		485,718		1,068,814
	その他未収収益	*1		956,895		985,696
	前払費用			10,799		15,484
	繰延税金資産			113,200		277,700
	その他			1,641		625
	流動資産計			6,905,640		5,514,794
	固定資産					
	投資その他の資産			349,128		352,325
	投資有価証券		11,241		2,538	
	繰延税金資産		317,886		329,787	
	ゴルフ会員権		20,000		20,000	
	固定資産計			349,128		352,325
	資産合計			7,254,769		5,867,120

期別	注記 番号	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
預り金			199,221		59,978
未払費用	*1		1,447,937		1,068,524
未払消費税			158,241		26,780
未払法人税等			718,078		148,723
賞与引当金			191,215		897,264
その他			20,114		8,572
			流動負債計		2,209,843
固定負債					
退職給付引当金			72,056		101,732
			固定負債計		101,732
負債合計					
			2,806,865		2,311,575
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本					
資本金			4,447,875		3,555,518
利益剰余金			2,247,875		1,355,518
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,697,875		805,518	
繰越利益剰余金		1,697,875		805,518	
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		28		25	
純資産合計					
			4,447,904		3,555,544
負債・純資産合計					
			7,254,769		5,867,120

## (2) 【損益計算書】

期 別		前事業年度 〔自平成26年4月1日 至平成27年3月31日〕		当事業年度 〔自平成27年4月1日 至平成27年12月31日〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
科 目	注記 番号				
営業収益					
委託者報酬			8,887,301		5,553,570
運用受託報酬	*1*2		1,480,958		1,624,521
その他営業収益	*1*3		2,792,222		1,813,534
営業収益計			13,160,483		8,991,627
営業費用					
支払手数料			4,440,767		2,907,906
広告宣伝費			114,732		80,418
調査費			95,977		103,539
営業雑経費			187,450		139,777
通信費		9,060		8,818	
印刷費		54,330		66,460	
協会費		11,618		10,831	
その他		112,441		53,666	
営業費用計	*1		4,838,927		3,231,642
一般管理費					
給料			2,821,793		2,341,048
役員報酬		407,807		227,088	
給料・手当	*1	1,713,861		1,427,389	
賞与		700,125		686,570	
交際費			55,946		42,914
旅費交通費			100,577		93,339
租税公課			39,492		38,955
不動産賃借料			230,699		171,675
退職給付費用			125,024		162,671
事務委託費	*1		1,942,904		1,566,472
諸経費			70,858		61,351
一般管理費計			5,387,297		4,478,428
営業利益			2,934,258		1,281,556
営業外収益					
受取利息		394		135	
雑収入		188		154	
営業外収益計			582		290
営業外費用					
為替差損		55,300		26,139	
雑損失		122		3,029	
営業外費用計			55,423		29,168
経常利益			2,879,416		1,252,678
税引前当期純利益			2,879,416		1,252,678
法人税、住民税及び事業税			1,183,482		636,635
法人税等調整額			12,910		△ 176,400
当期純利益			1,683,023		792,443

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,537,651	2,087,651	4,287,651	-	-	4,287,651
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,522,800	1,522,800	1,522,800			1,522,800
当期純利益			1,683,023	1,683,023	1,683,023			1,683,023
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						28	28	28
当期中の変動額合計			160,223	160,223	160,223	28	28	160,252
当期末残高	2,200,000	550,000	1,697,875	2,247,875	4,447,875	28	28	4,447,904

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,697,875	2,247,875	4,447,875	28	28	4,447,904
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,684,800	1,684,800	1,684,800			1,684,800
当期純利益			792,443	792,443	792,443			792,443
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						2	2	2
当期中の変動額合計			892,356	892,356	892,356	2	2	892,359
当期末残高	2,200,000	550,000	805,518	1,355,518	3,555,518	25	25	3,555,544

## [ 注 記 事 項 ]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

## 2. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
2,528千円	4,069千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (2) 決算期変更

平成27年10月16日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、平成27年4月1日以後開始する当期の決算日を3月31日から12月31日に変更しております。これによりまして、当社の当事業年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月となり、平成28年1月1日以後開始する事業年度より12ヶ月となります。

## （貸借対照表関係）

## \*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
現金・預金	1,305,956	654,515
未収入金	1,142	-
未収運用受託報酬	68,983	112,313
その他未収収益	221,501	185,464
未払費用	82,183	69,778

## （損益計算書関係）

## \*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	当事業年度 自平成27年4月1日 至平成27年12月31日
運用受託報酬	88,661	113,442
その他営業収益	419,532	277,883
営業雑経費 その他	59,889	42,371
人件費	18,538	5,675
事務委託費	288,634	309,330

\*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	当事業年度 自平成27年4月1日 至平成27年12月31日
投資助言報酬	63,133	40,571

\*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	平成26年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第20期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,684,800	78,000	平成27年3月31日	第20期定時 株主総会の翌日

当事業年度（自平成27年4月1日至平成27年12月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,684,800	78,000	平成27年3月31日	平成27年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第21期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	803,520	37,200	平成27年12月31日	第21期定時 株主総会の翌日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,627,221	3,627,221	-
未収入金	365,493	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	485,718	-
その他未収収益	956,895	956,895	-
資産計	6,779,999	6,779,999	-
未払費用	1,447,937	1,447,937	-
未払法人税等	718,078	718,078	-
負債計	2,166,015	2,166,015	-

当事業年度（平成27年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

現金・預金	2,461,060	2,461,060	-
未収入金	35,744	35,744	-
未収委託者報酬	669,670	669,670	-
未収運用受託報酬	1,068,814	1,068,814	-
その他未収収益	985,696	985,696	-
資産計	5,220,985	5,220,985	-
未払費用	1,068,524	1,068,524	-
未払法人税等	148,723	148,723	-
負債計	1,217,247	1,217,247	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

## (注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成27年3月31日) (単位: 千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	3,627,221	-
未収入金	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	-
その他未収収益	956,895	-
合計	6,779,999	-

当事業年度 (平成27年12月31日) (単位: 千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,461,060	-
未収入金	35,744	-
未収委託者報酬	669,670	-
未収運用受託報酬	1,068,814	-
その他未収収益	985,696	-
合計	5,220,985	-

## (有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度 (平成27年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度 (平成27年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

## (退職給付関係)

前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

## 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位: 千円)

退職給付債務の期首残高	1,072,171
勤務費用	112,675
利息費用	6,298
数理計算上の差異の当期発生額	39,097
退職給付の支払額	157,163
過去勤務費用の当期発生額	-

退職給付債務の期末残高	1,073,079
-------------	-----------

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	948,351
期待運用収益	3,907
数理計算上の差異の当期発生額	65,966
事業主からの拠出額	139,960
退職給付の支払額	<u>157,163</u>
年金資産の期末残高	1,001,023

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,073,079
年金資産	<u>1,001,023</u>
小計	72,056
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056
退職給付引当金	<u>72,056</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	113,433
利息費用	5,540
期待運用収益	3,907
数理計算上の差異の費用処理額	26,869
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>88,196</u>

(注)上記の他、特別退職金20,456千円を退職給付費用として処理しております。

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	55%
株式	19%
その他	<u>26%</u>
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.68%

長期期待運用収益率 0.58%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,371千円でありました。

当事業年度（自平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

## 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

## 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,073,079
勤務費用	92,794
利息費用	5,608
数理計算上の差異の当期発生額	23,166
退職給付の支払額	60,743
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,133,905

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,001,023
期待運用収益	3,329
数理計算上の差異の当期発生額	21,465
事業主からの拠出額	110,029
退職給付の支払額	60,743
年金資産の期末残高	1,032,173

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,133,905
年金資産	1,032,173
小計	101,732
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,732
退職給付引当金	101,732
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,732

### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	92,794
利息費用	5,608
期待運用収益	3,329
数理計算上の差異の費用処理額	44,631
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	139,705

(注) 上記の他、特別退職金8,175千円を退職給付費用として処理しております。

### (5) 年金資産に関する事項

#### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	56%
株式	18%
その他	26%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.841%

長期期待運用収益率 0.58%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、14,790千円でありました。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	4,465	-
未払事業所税	2,381	1,800
減価償却超過額	49,028	46,230
未払事業税	49,425	8,900
株式報酬費用	137,233	151,240
退職給付引当金	99,100	105,270
賞与引当金	56,927	266,960
その他	32,154	27,100
繰延税金資産小計	431,100	607,500
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	431,100	607,500
繰延税金負債		
その有価証券評価差額金	14	12
繰延税金負債合計	14	12
繰延税金資産純額	431,086	607,487

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.27%	4.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.36%	-%
その他	0.28%	0.99%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.55%	36.74%

## (セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域に関する情報

## 売上高

前事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,147,499千円	1,912,589千円	1,213,091千円	4,273,181千円

委託者報酬 8,887,301千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

日本	米国	その他	合計
1,109,514千円	1,281,322千円	1,047,219千円	3,438,055千円

委託者報酬 5,553,570千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

## (3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,966,974千円	投資運用

当事業年度（自平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,132,091千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（\*1）UBSグループは、本店をスイスのパーゼルおよびチューリッヒに置き、世界の主要な金融センターを含む50カ国余で質の高い金融サービスを提供する、世界最大級の金融グループです。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## (1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	UBS AG (ロンドン証券取引所 他上場)	スイス・ チューリッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業 務	(被所有) 直接 100%	金銭の預入 れ、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 人件費	5,824,070 4,718,854 88,661 419,532 59,889 288,634 18,538	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	1,305,956 1,142 68,983 221,501 82,183

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	464億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会 保険料などの 立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	309,864 202,840 80,974	未収入金 未払費用 その他流動資産	348,839 293,133 719
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	123,091 273,484	その他未収収益 未払費用	24,339 95,590
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	40,251 67,984	その他未収収益 未払費用	10,025 26,168
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	11,447 334,687 302,386	その他未収収益 未払費用	220,013 138,670
	UBS Global Asset Management Funds Ltd	英国・ロンドン	26百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	22,129	その他未収収益	22,129
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	24,381 336,829 263,312	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,490 104,027 68,625
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	948,954	その他未収収益	252,642
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益	446,346	その他未収収益	53,466
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	108,575 34,482	その他未収収益 未払費用	38,950 9,033

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自平成27年4月1日至平成27年12月31日）

## (1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	UBS AG	スイス・チューリッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業 務	(被所有) 100%	金銭の預入 れ、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少	2,623,556 3,211,059	現金・預金	654,515
							運用受託報酬 その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 人件費	113,442 277,883 42,371 309,330 5,675	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	112,313 185,464 69,778

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親	UBS Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	10百万 スイス フラン	銀行 業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	329,122 272,223	現金・預金	120,837
	UBS証券株式会社	東京都千代田区 大手町	464億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会 保険料などの 立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	206,399 147,389 37,079	未収入金 未払費用	11,145 249,590
会	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万 オース トラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	その他営業収益 事務委託費	91,255 189,342	その他未収収益 未払費用	28,514 101,333
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガ ポール ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 人件費(受取)	14,310 28,841 44,417 2,267	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	13,270 15,657 13,540
の	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	その他営業収益 事務委託費	77,393 368,307	その他未収収益 未払費用	42,044 129,143
	UBS Asset Management Funds Ltd	英国・ロンドン	26百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	82,080	その他未収収益	101,760
子	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	139,632 257,943 155,929	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	5,410 320,548 50,018
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万 米ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	766,672	その他未収収益	245,202
社	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万 米ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益	110,513	その他未収収益	31,530
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万 香港ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	その他営業収益 事務委託費	116,636 31,745	その他未収収益 未払費用	5,044 9,845
等										

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	205,921円48銭	164,608円54銭
1株当たり当期純利益金額	77,917円77銭	36,687円18銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年12月31日)
当期純利益(千円)	1,683,023	792,443
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,683,023	792,443
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

臨時株主総会の決議により、2015年10月16日付けで事業年度の変更に関する定款の変更を行いました。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
UBS証券株式会社)	46,450百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券（注）	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社（注）	7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（注）株式会社SBI証券および楽天証券株式会社は平成27年10月9日以降、募集・販売の取扱い等を行います。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

なお、UBS証券株式会社では、運用に必要な最低限の資金のために、委託会社およびその関係会社がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当特定期間において、下記の書類が提出されております。

平成27年12月1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成27年12月22日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年3月14日

UBSアセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年 4月 28日

UBSアセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル・アロケーション Cコース（年4回決算型・円ヘッジコース）の平成27年10月9日から平成28年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル・アロケーション Cコース（年4回決算型・円ヘッジコース）の平成28年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化した  
ものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年 4月 28日

UBSアセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル・アロケーション Dコース（年4回決算型・ユーロコース）の平成27年10月9日から平成28年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル・アロケーション Dコース（年4回決算型・ユーロコース）の平成28年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化した  
ものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。